

# 伊賀市消防本部組織再編計画

【第 1 期実行計画】

＜第 3 版＞

2021（令和 3）年 11 月策定

伊賀市消防本部

# 目 次

## 第1章 はじめに

|     |                            |   |
|-----|----------------------------|---|
| 第1節 | 第1版の策定にあたって（2020（令和2）年3月）  | 1 |
| 第2節 | 第2版の策定にあたって（2021（令和3）年3月）  | 1 |
| 第3節 | 第3版の策定にあたって（2021（令和3）年11月） | 2 |

## 第2章 計画の具体的事項（2020（令和2）・2021（令和3）年度）

|     |            |    |
|-----|------------|----|
| 第1節 | 計画の内容      | 4  |
| 第2節 | 消防車両更新計画   | 8  |
| 第3節 | 消防職員定員管理計画 | 11 |
| 第4節 | 救急救命士養成計画  | 12 |
| 第5節 | その他の対策     | 13 |

### <第2章・資料集>

- 資料1 消防本部組織図 新旧対照表
- 資料2 事務分掌 新旧対照表
- 資料3 改正が必要な例規類
- 資料4 勤務時間割振表
- 資料5 消防車両更新計画
- 資料6 空気呼吸器の現有数の推移

## 第3章 計画の具体的事項（2022（令和4）～2024（令和6）年度）

|     |            |    |
|-----|------------|----|
| 第1節 | 計画の内容      | 17 |
| 第2節 | 消防車両更新計画   | 18 |
| 第3節 | 消防職員定員管理計画 | 19 |
| 第4節 | 救急救命士養成計画  | 20 |

### <第3章・資料集>

- 資料7 消防本部組織図 新旧対照表
- 資料8 人員推移
- 資料9 消防車両更新計画

## 第 1 章 はじめに

---

### 第 1 節 第 1 版の策定にあたって（2020（令和 2）年 3 月）

---

「伊賀市消防本部組織再編計画【実行計画】（以下、「本計画」という。）」は、「伊賀市消防本部組織再編計画【基本構想】（以下、「基本構想」という。）」に基づき、計画の第 1 期における具体的事項を定めるものです。

本計画は、本格的な人口減少・少子高齢化社会が到来する中においても、複雑・多様化、大規模化する災害等への対応などが求められることから、効率的で効果的・持続可能な常備消防体制の再構築を実現し、消防力の適正配置による基盤の整備・装備の充実を図るため実施するものとし、2020（令和 2）年 4 月 1 日の計画開始時においては、東消防署及び南消防署を分署化するなど 4 課・1 署 7 分署体制へ移行することを目標とします。

なお毎年度、計画の進捗状況を取りまとめ、PDCA サイクルによって計画の進捗管理を行うものとします。

### 第 2 節 第 2 版の策定にあたって（2021（令和 3）年 3 月）

---

2020（令和 2）年 4 月の本計画開始後、各分署の所管が曖昧であったことから、業務遂行上支障が生じました。

このため、2020（令和 2）年 4 月から本計画・第 2 章の一部を見直し、警防第 1 課長及び警防第 2 課長を隔日勤務から日勤に変更するとともに、警防第 1 課長を島ヶ原・西・南・丸山分署、警防第 2 課長を東・阿山・大山田分署の担当所属長とすることとしました。

## 改訂内容

- ・ 目次修正
- ・ 第 1 章第 2 節追加
- ・ 第 2 章一部修正（以下のとおり）

#### 第 1 節エ 消防署

なお、各課長は副署長を兼ねるものとします。⇒削除

#### 【管理課】

課長は日勤とし、副署長を兼ねるものとします。⇒課長は、副署長を兼ねるものとします。

#### 【警防第 1・2 課】

課長は日勤とし、副署長を兼ねるものとします。⇒課長は、副署長を兼ねるものとします。

### 第3節 第3版の策定にあたって（2021（令和3）年11月）

本計画は、当初、2020（令和2）・2021（令和3）年度の2か年を計画期間として、2020（令和2）年4月1日から開始し、以降も引き続き持続可能な消防体制の整備・確立を推進していくため、2022（令和4）～2026（令和8）年度の5か年を計画期間として、「第2期実行計画」を策定する構想としていました。

しかしながら本計画開始後、第2章第5節（1）消防の広域化及び連携・協力の項にも記載のとおり、名張市との間において、通信指令設備の次回更新を見据えた“通信指令業務の共同運用（以下「共同運用」という。）”をはじめとする『消防の連携・協力』（以下「連携・協力」という。）実施に向けた機運が高まり、協議の結果、2021（令和3）年7月に「伊賀市・名張市消防連携・協力実施計画（以下「実施計画」という。）」を策定するに至りました。

この実施計画において、“警防（火災・救急・救助）分野における相互応援出動”及び“予防分野における火災予防業務連携”は2022（令和4）年4月1日から、“共同運用”は2024（令和6）年4月1日から業務を開始することとなり、事業の円滑な実施を確保する必要があることから、本計画の期間を2024（令和6）年度までとし、**3年間延長**します。

#### <計画期間>

| 年度        | 2020 (R2)       | 2021 (R3) | 2022 (R4)         | 2023 (R5) | 2024 (R6) | 2025 (R7)<br>～ |
|-----------|-----------------|-----------|-------------------|-----------|-----------|----------------|
| 第2次総合計画   | 第2次<br>再生計画     | 第3次基本計画   |                   |           |           | 次期計画           |
| 公共施設最適化計画 | 第Ⅱ期             |           |                   |           | 第Ⅲ期       |                |
| 連携・協力     |                 | 準備        | 警防・予防分野           |           |           |                |
|           |                 |           | 準備                |           | 共同運用      |                |
| 本計画       | 第1期実行計画<br>《当初》 |           | 第1期実行計画<br>《3年延長》 |           |           | 第2期<br>実行計画    |

延長する３年間で主眼とするのは、当初計画の推進に加えて、次のとおりとします。

- ◆「実施計画」に基づく事業の円滑な実施の確保
- ◆「実施計画」を推進するため、及び本計画開始後に生じた不都合解消に向けた組織体制の整備・見直し
- ◆「実施計画」に基づく車両更新計画の見直し
- ◆「定年延長制度」の開始を踏まえた定員管理計画等の見直し

なお延長する３年間の内容については、“第３章”を追加し記載することとします。

また延長する３年間において、2025（令和７）年度から開始とする「第２期実行計画」を策定することとします。

## 改訂内容

- ・ 目次修正
- ・ 第１章第３節追加
- ・ 第２章表題修正
- ・ 第３章追加
- ・ 資料７～９追加

## 第2章 計画の具体的事項（2020（令和2）・2021（令和3）年度）

### 第1節 計画の内容

本計画期間中は救急需要が高い状態で推移することが見込まれるため、救急車の台数（＝署所数）を維持することとし、2020（令和2）年4月1日からの計画開始時点において現在3署体制（中・東・南）である消防署のうち東消防署と南消防署を分署とし、中消防署を【伊賀消防署（以下「本署」という。）】に改称するなど、表1・資料1のような4課・1署7分署の組織体制とします。現場部門である消防署を1署体制とすることで、指揮命令系統や窓口業務の1本化が図れ、人員が不足している部署に適正配置することで業務の効率化、及び専門化・高度化による災害対応力の向上が可能となります。

この組織再編により、【指揮隊の創設】【通信指令業務の高度化】【火災予防体制の充実強化】などが可能となり、総合的な消防力の確保に繋がります。

なお、救急支援出動等に係るPA連携<sup>1</sup>については、これまで3署において行っていましたが、1署体制となるため、直近の分署や本署から出動するなどフレキシブルに対応します。

表1 第1期末目標職員数算定及び増減比較表

| 課・署所         |             | 配置人員     |     |     | 車両       |    |    |
|--------------|-------------|----------|-----|-----|----------|----|----|
|              |             | 2019.4.1 | 期末  | 増減  | 2019.4.1 | 期末 | 増減 |
| 消防長          |             | 1        | 1   | 0   |          |    |    |
| 次長（本部担当・署担当） |             | 2        | 2   | 0   |          |    |    |
| 消防総務課        |             | 11       | 13  | 2   | 2        | 2  | 0  |
|              | 課長          | 1        | 1   | 0   |          |    |    |
|              | スタッフ制       | 4        | 4   | 0   |          |    |    |
| 消防総務課付       | 消防学校初任科     | 3        | 2   | -1  |          |    |    |
|              | 救命士研修派遣     | 1        | 1   | 0   |          |    |    |
|              | 市出向         | 1        | 2   | 1   |          |    |    |
|              | 県派遣         | 1        | 1   | 0   |          |    |    |
|              | 育児休業等       | 0        | 2   | 2   |          |    |    |
| 予防課          |             | 6        | 10  | 4   | 2        | 3  | 1  |
|              | 課長          | 1        | 1   | 0   |          |    |    |
|              | 予防係         | 2        | 3   | 1   |          |    |    |
|              | 危険物係        | 3        | 3   | 0   |          |    |    |
|              | 査察指導係⇒署から   | 0        | 3   | 3   |          |    |    |
| 消防救急課⇒地域防災課  |             | 19       | 5   | -14 | 1        | 1  | 0  |
|              | 課長          | 1        | 1   | 0   |          |    |    |
|              | 地域安全係⇒スタッフ制 | 4        | 4   | 0   |          |    |    |
|              | 救急救助係⇒署へ    | 4        | 0   | -4  |          |    |    |
|              | 通信指令係⇒課に昇格  | 10       | 0   | -10 |          |    |    |
| 通信指令課⇒係から昇格  |             | 0        | 15  | 15  | 0        | 0  | 0  |
|              | 課長          | 0        | 1   | 1   |          |    |    |
|              | 第1・2係       | 0        | 14  | 14  |          |    |    |
| 中消防署⇒伊賀消防署   |             | 137      | 126 | -11 | 12       | 12 | 0  |

<sup>1</sup> 「PA連携」とは、消防車（Pumper）と救急車（Ambulance）が連携して救急活動を行うことをいう。

|                   |     |     |     |    |    |    |
|-------------------|-----|-----|-----|----|----|----|
| 署長⇒次長級（署担当次長兼務）   | 0   | 0   | 0   |    |    |    |
| 副署長⇒各課長兼務         | 1   | 3   | 2   |    |    |    |
| 指導係⇒予防課へ          | 1   | 0   | -1  |    |    |    |
| 管理課（新設）           | 0   | 4   | 4   |    |    |    |
| 課長（日勤）⇒副署長兼務      | 0   | 0   | 0   |    |    |    |
| 消防救助管理係⇒救急救助係より   | 0   | 2   | 2   |    |    |    |
| 救急管理係⇒救急救助係より     | 0   | 2   | 2   |    |    |    |
| 警防第１・２課（新設）       | 36  | 42  | 6   |    |    |    |
| 課長（隔勤）⇒副署長兼務      | 0   | 0   | 0   |    |    |    |
| 指揮調査係（新設）         | 0   | 10  | 10  |    |    |    |
| 消防救助係⇒警防係より       | 0   | 20  | 20  |    |    |    |
| 救急係⇒警防係より         | 0   | 12  | 12  |    |    |    |
| 警防係⇒消防救助係・救急係へ    | 36  | 0   | -36 |    |    |    |
| 島ヶ原分署（第１・２係新設）    | 11  | 11  | 0   | 3  | 3  | 0  |
| 西分署（第１・２係新設）      | 11  | 11  | 0   | 4  | 4  | 0  |
| 東消防署⇒東分署（第１・２係新設） | 22  | 11  | -11 | 5  | 3  | -2 |
| 署長⇒分署長            | 1   | 1   | 0   |    |    |    |
| 指導係⇒予防課へ          | 1   | 0   | -1  |    |    |    |
| 警防係⇒第１・２係         | 20  | 10  | -10 |    |    |    |
| 阿山分署（第１・２係新設）     | 11  | 11  | 0   | 3  | 3  | 0  |
| 大山田分署（第１・２係新設）    | 11  | 11  | 0   | 3  | 3  | 0  |
| 南消防署⇒南分署（第１・２係新設） | 22  | 11  | -11 | 5  | 3  | -2 |
| 署長⇒分署長            | 1   | 1   | 0   |    |    |    |
| 指導係⇒予防課へ          | 1   | 0   | -1  |    |    |    |
| 警防係⇒第１・２係         | 20  | 10  | -10 |    |    |    |
| 丸山分署（第１・２係新設）     | 11  | 11  | 0   | 4  | 4  | 0  |
| 合計                | 176 | 172 | -4  | 44 | 41 | -3 |

なお、事務分掌については**資料２**のとおり見直し、各課・署の概要については以下のとおりとします。

また、本計画の実施にあたって改正が必要な例規類は**資料３**のとおりです。

## ア 消防総務課

常備消防予算に関することや、職員の人事・給与及び服務、表彰、研修等に関することを行います。これまでどおりスタッフ制とします。

なお消防総務課付として、消防学校初任科入校者や救命士研修所派遣者等を当初から配置することで、現場要員を減らすことなく研修等が行え、**現場隊員の負担軽減や資質の向上**を図ります。

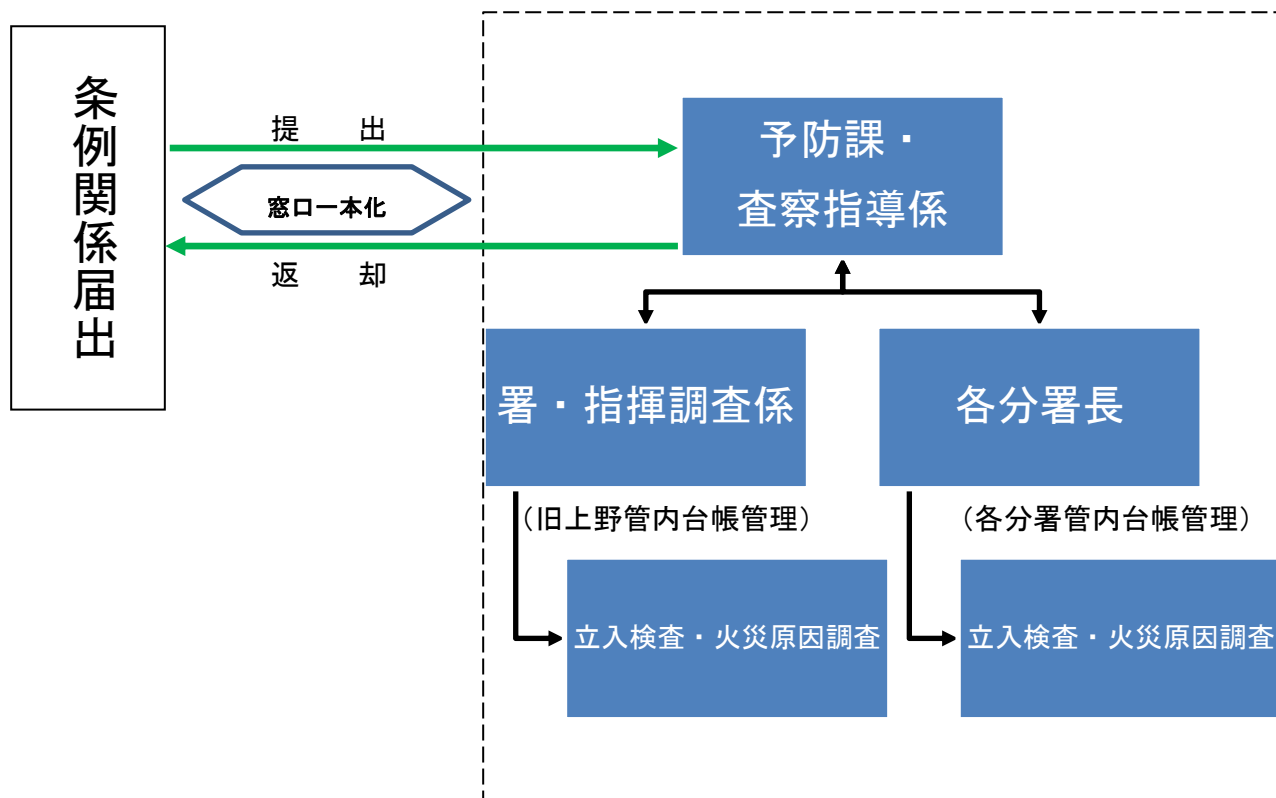
## イ 予防課

現在は予防係と危険物係の２係制で、予防係では消防用設備等の指導や、建築物の許認可等の同意事務等を行っており、危険物係では危険物製造所等の許可や規制に関すること等を行っています。

現在は３署にあり、火災予防条例に係る事務を行う指導係を予防課に集約し、**窓口の一本化**による市民サービスの向上を図ります。

ただし防火対象物査察台帳等は、署・分署において署長・分署長が管理するものとし、**図 1** のように予防課と署・分署が連携して防火管理体制及び火災原因調査体制の充実・強化を図るものとします。

**図 1 予防課と指導係・分署長の連携（立入検査・火災原因調査）**



重大な消防法令違反の建物を公表する“違反対象物の公表制度”の2020（令和2）年度からの開始に向け、違反是正・火災予防体制の充実・強化を図り、火災を出さないまちづくりを推進します。

## ウ 消防救急課

現在は地域安全係と救急救助係及び指令第1・2係の4係制で、地域安全係では消防団に係る事務等を行っており、救急救助係では救急・救助業務に関する事務等を行っています。また指令第1・2係は交代制勤務で、消防用通信の企画及び運用や出動隊の統制運用に関することをしています。

課長の所掌事務が多岐に渡るため、現場部門の事務を所管する救急救助係は消防署へ移管（管理課）することとし、地域安全係を【地域防災課】として独立することで、係制を廃止しスタッフ制とします。

また、指令第1・2係は課に昇格のうえ【通信指令課】とし、第1・2係とも隔日勤務で最低人員を4人とするので、仮眠時間における署からの補勤を抑制し、現場隊員の負担軽減を図ります（資料4）。

## エ 消防署

現在は中消防署・東消防署・南消防署の3署制ですが、東消防署・南消防署を分署とし、【伊賀消防署】の1署体制とすることにより、**指揮命令系統の一本化による災害対応力の向上**を図ります。消防署の位置づけは各支所等と同じく「部よりも下」、「課よりも上」とし、署長は“次長級”として、消防署に【警防第1・2課】を設けるとともに、消防本部から移管する救急救助係を課に昇格のうえ【管理課】とし、消防救助管理係と救急管理係を設けます。

また、現在は警防第1・2係で最低人員を各係11人としているところを、【警防第1・2課】に昇格のうえ、各課に指揮調査係・消防救助係・救急係の3係を設けることで最低人員を3係合わせて12人とし、現場要員を1人増強するとともに、係を細分化することで課長及び係長の負担を軽減し、**指導体制の充実による係員の資質の向上等**を図ることにより、総合的な消防力の向上に繋がります。

### （指導係）

現在3署にある指導係については、【予防課】の項に記載のとおりで、予防課に移管・集約し、「査察指導係」とします。

また指導係が行っている消防団に係る事務は、地域防災課と連携しつつ、本署・指揮調査係及び各分署にて行います。

### 【管理課】

課長は、副署長を兼ねるものとします。

### （消防救助管理係）

現在の消防救急課から救急救助係を移管したもので、救急救助係のうち消防・救助部門に係る事務を行います。

### （救急管理係）

現在の消防救急課から救急救助係を移管したもので、救急救助係のうち救急部門に係る事務を行います。

### 【警防第1・2課】

課長は、副署長を兼ねるものとします。

### （指揮調査係）

活動態様に応じた**組織的・効果的な指揮が行える体制**を構築するとともに、消防活動における組織的な**安全管理の徹底**を期するため、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第

1号、以下「整備指針」という。)においても“指揮隊”の整備が求められていることから、新たに「指揮調査係」を設けます。

指揮調査係は隔日勤務で最低人員3人とします。

指揮調査係では、現在指導係で行っている火災予防条例や消防団に係る事務の一部もを行います。

#### **(消防救助係)**

現・中消防署警防係のうち主に消防・救助部門に係る現場活動を行います。

消防救助係は隔日勤務で最低人員6人とし、2小隊体制とします。

#### **(救急係)**

現・中消防署警防係のうち主に救急部門に係る現場活動を行います。

救急係は隔日勤務で最低人員3人とし、救急救命士1人以上が救急車に乗車する体制とします。

また救急救命士の病院研修等を容易にするため、救急救命士の勤務管理は各分署も含め、本署で一括して行うものとします。

#### **【各分署】**

現在は各分署は“係”としての位置づけですが、庁舎が離れており職員の勤怠管理が難しい等の不具合があることから、【伊賀消防署】の“課内室(署内室)”として位置づけ、分署内に第1・2係を設けるととともに、各分署長に決裁権限の一部を付与します。

各係は消防車と救急車の完全乗り換え制で、隔日勤務で最低人員3人とし、救急車には救急救命士が1人以上乗車する体制とします。

なお分署長は【予防課】の項に記載のとおり、火災予防条例に関する事務等を予防課と連携して行います。

また現在は東消防署及び南消防署の指導係で行っている消防団に係る事務についても各分署において行います。

## **第2節 消防車両更新計画**

---

### **(1) 基本的事項**

本市の消防車両は庁舎数が多いことから多数（44 台）の車両を抱えており、更新が計画どおり進まず、老朽化が進展している状況で、必要な消防力の担保が懸念されます。

適切で有効な車両を常に保持するためには、市の財政規模に応じた車両数とし、適正なサイクルで更新を図る必要があります。

更新にあたっては年度間の更新費用の平準化のため、原則として毎年度 2～3 台の更新とし、可能な限り有利な財源を活用しつつ、**資料 5** のとおり計画的な更新を図ります。

## （２）具体的事項

### ア 救急車

現状は予備車を含めて 9 台を運用していますが、消防車両の中で最も稼働率の高い車両であり、高齢化に伴う出動件数の増加や輪番制による名張市立病院への搬送などにより走行距離が長く、全体的に老朽化が進展しています。

安全安心な運用のためには、ほぼ毎年度の更新が必要であり、年間約 3 万キロ走行する本署については 6 年毎に、その他は 1.5～2 万キロのため 9～10 年毎に他の車両に優先して更新するとともに、将来的には段階的に台数削減を図ることにより、適正な更新サイクルを確保します。

財源については、緊急消防援助隊登録車両（登録見込み含む）の 5 台は、総務省消防庁の緊急消防援助隊設備整備費補助金（補助率 1/2）を活用、残る 3 台については防災対策事業債（充当率 75%・交付税算入率 30%）を活用し整備を図ります。

### イ 消防ポンプ車（タンク車含む）

現状は予備車を含めて 12 台を運用していますが、高額であり車両数も多いため更新が計画どおり進まず、老朽化が進展しています。

安全安心な運用のため、本計画に基づき確実に更新を図るとともに、段階的な台数削減により、適正な更新サイクルを確保します。

財源については、緊急消防援助隊登録車両の 3 台は、総務省消防庁の緊急消防援助隊設備整備費補助金（補助率 1/2）を活用、残る車両は一般事業債（充当率 90%）を活用します。

### ウ はしご自動車

現状は 1 台を運用していますが、年間の災害出動回数が少なく、オーバーホール費用が約 40,000 千円前後と高額であり、財政面において負担となっています。

現状のはしご自動車については、次回 2022 年度のオーバーホール後 5 年間使用した後は廃車しなければならない、次回更新財源についても一般事業債（充当率 90%）のみであり、今後の取り扱いについて懸案となっています。

このため次回更新時まで、隣接消防本部との共同整備<sup>2</sup>や現在の 30m 級から 15m 級等への小型化、必要性や費用対効果等、様々な角度からあり方について検討します。

## エ 化学消防車

現状は 1 台を運用していますが、2002（平成 14）年導入で 17 年が経過し、老朽化が著しい状況です。

このため当該車両は廃車の上、消防ポンプ車（小型水槽付）に更新した上で南消防署タンク車と入れ替え、南消防署タンク車に“消火用の泡を放出することができる装置”を備えることで化学消防車として運用することとします。

これにより緊急消防援助隊登録車両である南消防署タンク車を、分署化する南消防署ではなく本署で運用することが可能となります。

今回の更新においては、緊急消防援助隊設備整備費補助金（補助率 1/2）が活用できるものの、購入費用が約 70,000 千円と高額であることから、あり方も含めた検討を行います。

## オ 救助工作車

現状は 1 台を運用しており、2015（平成 27）年導入と比較的新しく、当面は使用可能です。

しかしながら購入費用が約 120,000 千円と高額であり、財源も一般事業債（充当率 90%）のみであることから、今回の更新時まで、あり方についての検討を行います。

## カ 指揮車

現状は 1 台を運用していますが、1998（平成 10）年導入で 21 年が経過しており、老朽化が著しい状況です。

出動頻度の高い車両であり、組織見直しによる指揮隊の創設に伴い、さらに使用頻度が増すことから、早急な更新が必要です。

財源については一般事業債（充当率 90%）を活用します。

## キ 小型動力ポンプ付水槽車

---

<sup>2</sup> 市町村の消防の連携・協力の基本指針（平成 30 年消防庁告示第 8 号）に基づくはしご消防自動車の共同整備

現状は1台を運用していますが、1998（平成10）年導入で21年が経過しており、老朽化が著しい状況です。

今後は普通消防ポンプ車にも小型水槽を順次積載することとし、全車両に積載が完了した時点で廃車も含めあり方を検討します。

#### **ク 材料車（資機材搬送車）**

現状は1台を運用しており、2012（平成24）年導入と比較的新しく、当面は使用可能です。

本車両は緊急消防援助隊登録車両ですが、国庫補助のメニューに無いことから、次の更新までに人員輸送車に登録を変更し、本車両については一般事業債（充当率90%）での更新を図ります。

#### **ケ 人員輸送車**

現状は1台を運用しており、2014（平成26）年導入と比較的新しく、当面は使用可能です。

次の更新においては、本車両を緊急消防援助隊登録車両とすることで、国庫補助（補助率1/2）のメニューにおける支援車Ⅲ型として更新を図ります。

#### **コ その他の車両**

現状は、広報車・軽材料車・連絡車等16台を保有しており、組織見直しによる段階的な削減を図り適正な台数を保有します。

財源については一般事業債（充当率90%）を活用します。

### **第3節 消防職員定員管理計画**

---

本市の消防職員数は、庁舎数・車両数が多いことから必然的に標準団体・類似団体・同規模団体と比較して多い状況です。

このため常備消防予算においては人件費が約9割を占めており、今後の人口減少・財政規模の縮小に対応するためにも、義務的経費である人件費の削減が必要となっています。

一方で人員の適正化には長期間を要するとともに、消防職員の新規採用者は三重県消防学校・初任科への入校が必要で、この入校経費等の年度間の平準化を図る必要もあります。

またこれまでのように、退職者分だけを補充するという方針では、年齢構成の歪み等により必要な消防力の担保にも懸念が生じます。

このため、計画的な職員採用及び超過人員を活用した出向・研修等を行い、**長期的なビジョンでの定員管理や人材育成**を実施します。

期末における目標職員数を 172 人とし、退職者数を勘案した職員採用を行います。

職員数の推移及び人件費縮減効果は**表 2**のとおりです。

**表 2 職員数推移**

|                         | 2019 (H31) | 2020 (R 2) | 2021 (R 3) |
|-------------------------|------------|------------|------------|
| 採用数                     | 3          | 2          | 2          |
| <b>実職員数</b>             | <b>176</b> | <b>174</b> | <b>172</b> |
| 退職数                     | 4          | 4          | 1          |
| 削減数                     | 3          | 2          | 2          |
| 超過人員                    |            | 2          | 0          |
| 対前年度削減額 (千円)            |            | 14,848     | 14,848     |
| 対 2019 (H31) 年度削減額 (千円) |            | 14,848     | 29,696     |
| 削減額累計 (千円)              |            | 44,544     |            |

## 第 4 節 救急救命士養成計画

救急救命士の養成は、現役職員については研修所への派遣により行っていますが、1 人約 240 万円の経費がかかることから、職員採用試験においても救急救命士枠を設け、有資格者を新規採用する方法も行っています。

整備指針において、救急車には 1 人以上の救急救命士を搭乗させるものと規定され、消防庁では全ての救急隊に救急救命士が少なくとも 1 人配置される体制を目標に救急救命士の養成と運用体制の整備を推進しており、本市においてもこの目標を達成するため、総合計画にも救急救命士の育成を明記しており、着実な事業の推進を図っていきます。

現在、救急車は 3 署 5 分署で 8 台を運用しており、1 台の救急車に救急救命士を最低 1 人乗車させるには、交替制勤務及び休暇要員等を考慮すると、1 台あたり最低でも 4 人以上で、研修要員等に配慮すると最大 6 人が必要となり、実運用数総数では救急救命士 32 人（8 台×4 人）以上で、最大で 48 人（8 台×6 人）が必要となります。

一方で、高齢化（50 歳以上）した救急救命士の配置部署を考慮する必要があるため、下記のとおり育成を進めます。

表 3 救急救命士養成計画表

|                 | 2019 (H31) | 2020 (R2) | 2021 (R3) |
|-----------------|------------|-----------|-----------|
| 50 歳以上          | ▲1         | 0         | ▲1        |
| 運用数 (50 歳未満隔勤者) | 42         | 44        | 46        |
| 養成数             | 1          | 1         | 1         |
| 救命士採用枠          | 1          | 2         | 1         |

※ 4 月 1 日現在で 50 歳となる者はマイナスとし、運用数を算定する。

※養成数・救命士採用数は、翌年度の救命士数に加算する。

※救命士の養成状況により研修所派遣を他研修（消防大学校等）に振り替えることがある（ただし救命士枠採用を行う年度とする）。

## 第 5 節 その他の対策

### （１）消防の広域化及び連携・協力

2018（平成 30）年 4 月 1 日に「市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成 18 年消防庁告示第 33 号）」と「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針（平成 29 年 4 月 1 日付け消防消第 59 号消防庁長官通知）」が改正され、推進期限が 2024 年に延長された。

消防庁においては、人口減少や災害の多様化等社会環境の変化に対応し、必要となる消防力を維持していくためには、“広域化”が最も有効な手段として推進していくとともに、広域化にはなお時間を要する地域においても消防力を強化していくため、消防事務の性質に応じて事務の一部について柔軟に連携・協力を行う「消防の連携・協力」を推進することとしています。

三重県においても上記指針により、県推進計画を再策定することが求められ、2019（平成 31）年 3 月に「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」が策定され、伊賀・名張地域については、次の通信指令設備更新時における連携・協力の取組について検討することとされています。

通信指令設備は非常に高額で、人口規模にもよりますが数億円以上となり、市単独での整備には財源もなく、次回の更新が危惧されています。

共同運用を実施した場合は、国の財政支援措置を受けることが出来るとともに、通信指令業務に係る人員を削減できるといった財政的な効果のほか、共同運用を行う消防本部間で災害情報等の一元化が図られ、大規模災害や広域的な災害、特異な災害等が発生した場合には、早期に相互応援が可能となるなど、住民サービスの向上にも効果があります。

本市の通信指令設備は 2016（平成 28）年 2 月に更新していますが、概ね 10 年毎に更新を図っていく必要があるため、耐用年数を迎える 2027（令和 9）年以降の次回更新を見据え、名張市他隣接消防本部との共同運用や消防の広域化について、協議するものとします。

なお通信指令設備は精密機器であり、消防業務の根幹を成す最重要施設であるため、継続的な保守点検や中間期でのオーバーホールなどにより、共同運用開始までに既存設備の長寿命化を図る必要があります。

また、「はしご車」のあり方についても、隣接消防本部との共同整備を含め、次回更新時まで検討する必要があります。

## （２）特殊勤務手当

基本構想の第 2 章第 5 節（４）特殊勤務手当の見直しの項に記載のとおり、第 1 期中に総額の抑制、及び準中型以上の運転免許取得に対する助成の両立を図ります。

## （３）被服貸与品

現在は各職員毎年度 1,000 点を持ち点とする点数制により貸与していますが、別途「伊賀市消防職員貸与品等検討委員会」において貸与品のあり方について検討を行っており、一定の削減効果を見込んでいます（削減効果は未定）。

## （４）現場用備品

本計画の実施により必要総数の抑制を図ります。

### ア 防火衣

現在使用中の防火衣は、平成 13～15 年度に整備したものが多数を占めており、耐用年数を大幅に超過し老朽化が著しく、隊員の安全を確保することが出来ない状況となっています。

このため必要総数を消防吏員数ではなく現場隊員数の 137 式とし、2019～2021 年度の 3 ヶ年で更新する計画としていますが、本計画により必要数を 121 式にできることから、16

式の削減が可能となり、3,200千円<sup>3</sup>の削減効果が見込まれます。

## イ 消防用ホース

消防用ホースについては、他の消防本部において老朽化に伴う破損による事故も発生していることから、計画的な更新が必要です。

消防用ホースのメーカー推奨の耐用年数は6～7年とされていますが、更新が進んでいない現状のため、本市では警防活動指針において耐用年数を20年と規定しています。20年以内の消防用ホースの現有数及び今後の推移は表4のとおりで、随時更新しなければ現有数が減少し、消防活動に支障が生じます。

表4 消防用ホースの現有数の推移（今後5年間）

|      | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (R2) | 2021 (R3) | 2022 (R4) | 2023 (R5) | 2024 (R6) |
|------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 65 ㍓ | 398        | 384        | 365       | 341       | 337       | 315       | 308       |
| 50 ㍓ | 203        | 197        | 177       | 160       | 150       | 144       | 125       |

このため表5のように必要総数を見直します。

表5 消防用ホース必要数の見直し

| 名称    | 見直し前              |      |      | 見直し後         |      |      |
|-------|-------------------|------|------|--------------|------|------|
|       | 車両                | 65 ㍓ | 50 ㍓ | 車両           | 65 ㍓ | 50 ㍓ |
| 中消防署  | タンク車・ポンプ車・化学車・水槽車 | 160  | 64   | タンク車・ST車・化学車 | 120  | 60   |
| 西分署   | ST車               | 40   | 20   | ST車          | 40   | 20   |
| 島ヶ原分署 | ポンプ車              | 40   | 20   | ST車          | 40   | 20   |
| 東消防署  | タンク車・ST車          | 80   | 40   | ST車          | 40   | 20   |
| 阿山分署  | ST車               | 40   | 20   | ST車          | 40   | 20   |
| 大山田分署 | ST車               | 40   | 20   | ST車          | 40   | 20   |
| 南消防署  | タンク車・ポンプ車         | 80   | 40   | ST車          | 40   | 20   |
| 丸山分署  | ST車               | 40   | 20   | ST車          | 40   | 20   |
| 合計    |                   | 520  | 244  |              | 400  | 200  |

※1車両あたりの基準数を65mmホース20本、50mmホース10本として、1回以上の入れ替えができる数として算定。（警防活動指針より）

## ウ 空気呼吸器

空気呼吸器については、耐用年数はありませんが、15年以上を経過すると部品の供給がなくなる等により修理が不可能となるため、計画的な更新購入が必要です。なお空気呼吸器の現有数は（資料6）のとおりです。

<sup>3</sup> 防火衣一式価格：200千円

## エ 空気呼吸器用ポンペ

空気呼吸器用ポンペについては、一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通産省令第 53 号）により耐用年数を 15 年と規定されていることから、計画的な更新購入が必要です。

空気呼吸器用ポンペの現有数の推移は表 6 のとおりで、更新購入しなければ現有数は減少し、消防活動に支障が生じます。

**表 6 空気呼吸器用ポンペの現有数の推移（今後 5 年間）**

| 種別                | 2018<br>(H30) | 2019<br>(H31) | 2020<br>(R2) | 2021<br>(R3) | 2022<br>(R4) | 2023<br>(R5) | 2024<br>(R6) |
|-------------------|---------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 14.7Mpa<br>(8.4L) | 79            | 58            | 43           | 28           | 24           | 24           | 20           |
| 廃棄数               | 7             | 21            | 15           | 15           | 4            | 0            | 4            |
| 29.4Mpa<br>(6.8L) | 10            | 10            | 10           | 10           | 10           | 10           | 10           |
| 廃棄数               | 0             | 0             | 0            | 0            | 0            | 0            | 0            |
| 29.4Mpa<br>(4.7L) | 28            | 28            | 28           | 28           | 28           | 28           | 28           |
| 廃棄数               | 0             | 0             | 0            | 0            | 0            | 0            | 0            |
| 合計                | 117           | 96            | 81           | 66           | 62           | 62           | 58           |

このため表 7 のように必要総数を見直します。

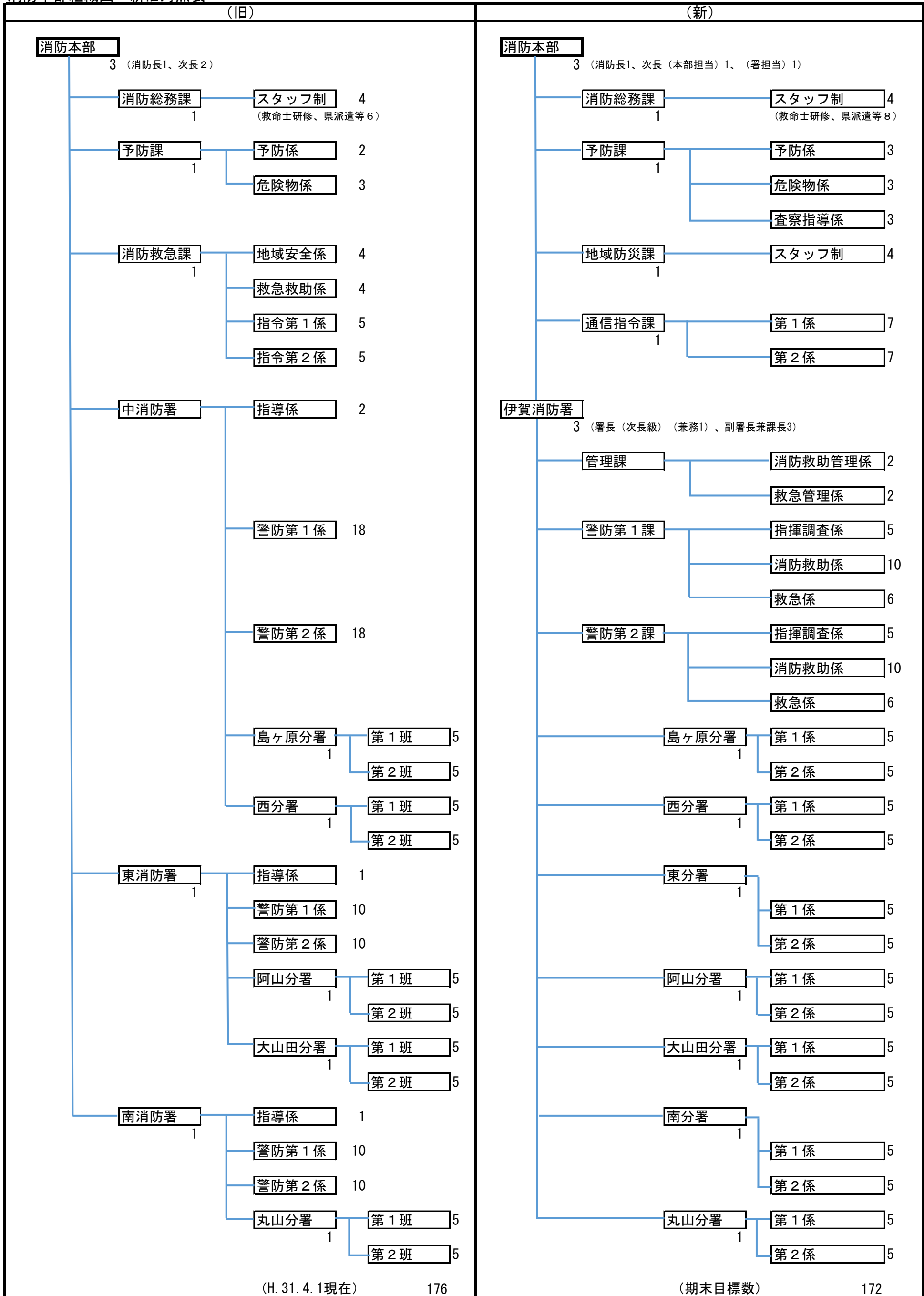
**表 7 空気呼吸器用ポンペ必要数の見直し**

| 名称    | 見直し前                    |     | 見直し後                   |     |
|-------|-------------------------|-----|------------------------|-----|
| 中消防署  | タンク車・ポンプ車・化学車・<br>救助工作車 | 40  | タンク車・ST車・化学車・<br>救助工作車 | 40  |
| 西分署   | ST車                     | 10  | ST車                    | 10  |
| 島ヶ原分署 | ポンプ車                    | 10  | ST車                    | 10  |
| 東消防署  | タンク車・ST車                | 20  | ST車                    | 10  |
| 阿山分署  | ST車                     | 10  | ST車                    | 10  |
| 大山田分署 | ST車                     | 10  | ST車                    | 10  |
| 南消防署  | タンク車・ポンプ車               | 20  | ST車                    | 10  |
| 丸山分署  | ST車                     | 10  | ST車                    | 10  |
| 合計    |                         | 130 |                        | 110 |

※ 1 車両あたりの基準数を 5 本として、1 回以上の入れ替えができる数として算定。

## ＜第2章・資料集＞

消防本部組織図 新旧対照表



※欄外の数字は配置職員数を表す。  
※再任用は除く。

| 現行    |         |                                            | 見直し後  |        |                                     |
|-------|---------|--------------------------------------------|-------|--------|-------------------------------------|
| 課     | 係       | 事務分掌                                       | 課     | 係      | 事務分掌                                |
| 消防総務課 | スタッフ制   | (1) 職員の人事・給与及び服務に関すること                     | 消防総務課 | スタッフ制  | (1) 公印の管理に関すること                     |
|       |         | (2) 公印の管理に関すること                            |       |        | (2) 文書の収発に関すること                     |
|       |         | (3) 文書の収受に関すること                            |       |        | (3) 消防本部の告示・訓令に関すること                |
|       |         | (4) 職員の福利に関すること                            |       |        | (4) 消防職員の人事・給与及び服務に関すること            |
|       |         | (5) 消防表彰に関すること                             |       |        | (5) 消防職員の福利に関すること                   |
|       |         | (6) 職員の安全衛生に関すること                          |       |        | (6) 消防表彰に関すること                      |
|       |         | (7) 消防職員委員会に関すること                          |       |        | (7) 消防職員の安全衛生に関すること                 |
|       |         | (8) 消防の公務災害補償に関すること                        |       |        | (8) 消防職員委員会に関すること                   |
|       |         | (9) 消防予算に関すること                             |       |        | (9) 消防職員の公務災害補償に関すること               |
|       |         | (10) 職員の研修に関すること                           |       |        | (10) 常備消防予算に関すること                   |
|       |         | (11) 相互応援協定に関すること                          |       |        | (11) 消防職員の研修に関すること                  |
|       |         | (12) 他の課の主管に属さない事項に関すること                   |       |        | (12) 消防職員の給貸与品に関すること                |
|       |         | (13) 給貸与品に関すること                            |       |        | (13) 常備消防の物品の調達及び修繕に関すること           |
|       |         | (14) 物品の調達及び修繕に関すること                       |       |        | (14) 常備消防の施設及び装備に関すること              |
|       |         | (15) 消防の施設及び装備に関すること                       |       |        | (15) 消防施策の総合企画及び連絡調整に関すること          |
|       |         | (16) 消防施策の総合企画及び連絡調整に関すること                 |       |        | (16) 消防委員会に関すること                    |
|       |         | (17) 消防機械器具の研究及び改善に関すること                   |       |        | (17) 市町村消防計画に関すること                  |
|       |         | (18) 消防委員会に関すること                           |       |        | (18) 消防年報に関すること                     |
|       |         |                                            |       |        | (19) 他の課の主管に属さない事項に関すること            |
|       | 予防係     |                                            | 各係共通  | 予防係    | (1) 火災の原因及び損害の調査に関すること              |
|       |         |                                            |       |        | (2) 火災等の証明に関すること                    |
|       |         |                                            |       |        | (3) 火災統計に関すること                      |
|       |         | (1) 消防広報に関すること                             |       |        | (1) 火災予防の総合対策に関すること                 |
|       |         | (2) 消防年報に関すること                             |       |        | (2) 防火思想の普及啓発及び消防広報に関すること           |
|       |         | (3) 建築物の許認可等の同意事務に関すること                    |       |        | (3) 建築物の許認可等の同意事務に関すること             |
|       |         | (4) 消防用設備等の指導に関すること                        |       |        | (4) 消防用設備等の指導に関すること                 |
|       |         | (5) 防火対象物点検結果報告制度に関すること                    |       |        | (5) 防火管理者講習に関すること                   |
|       |         | (6) 防火対象物の予防査察及び指導に関すること                   |       |        | (6) 土地開発協議に関すること                    |
|       |         | (7) 火災の原因及び損害調査に関すること                      |       |        | (7) 防火委員会等に関すること                    |
|       |         | (8) 火災予防の対策に関すること                          |       |        | (8) 防火委員会等に関すること                    |
|       |         | (9) 防火管理者に関すること                            |       |        | (9) その他火災予防に関すること                   |
|       |         | (10) 企業等の自衛消防組織の育成指導に関すること                 |       |        |                                     |
|       |         | (11) 土地開発協議に関すること                          |       |        |                                     |
|       | 危険物係    | (1) 危険物製造所等の許可に関すること                       |       | 危険物係   | (1) 危険物製造所等の許可に関すること                |
|       |         | (2) 危険物製造所等の火災及び人命危険の予防措置等に関すること           |       |        | (2) 危険物製造所等の火災及び人命危険の予防措置等に関すること    |
|       |         | (3) 危険物の規制に関すること                           |       |        | (3) 危険物の規制に関すること                    |
|       |         | (4) 液化石油ガス等の保安に関すること                       |       |        | (4) 液化石油ガス等の保安に関すること                |
|       |         | (5) ガス災害対策に関すること                           |       |        | (5) ガス災害対策に関すること                    |
|       |         | (6) 危険物製造所に関すること                           |       |        | (6) 危険物製造所等に関すること                   |
|       |         | (7) 防火協会に関すること                             |       |        | (7) 防火協会に関すること                      |
|       |         | (8) 危険物の事故に関すること                           |       |        | (8) 危険物施設の事故に関すること                  |
|       |         | (9) その他危険物関係の指導に関すること                      |       |        | (9) その他危険物関係の指導に関すること               |
|       | 各署・指導係⇒ |                                            |       | 査察指導係  | (1) 火災予防条例に関すること                    |
|       |         |                                            |       |        | (2) 防火対象物の予防査察及び違反処理に関すること          |
|       |         |                                            |       |        | (3) 査察計画及び技術に関すること                  |
|       |         |                                            |       |        | (4) 違反是正に関すること                      |
|       |         |                                            |       |        | (5) 防火管理に関すること                      |
| 消防本部  | 地域安全係   |                                            |       | 地域防災課  | (6) 防火対象物点検結果報告制度に関すること             |
|       |         | (1) 消防団の人事・研修に関すること                        |       |        | (1) 消防団の人事・研修に関すること                 |
|       |         | (2) 消防団員の福利・厚生に関すること                       |       |        | (2) 消防団員の福利・厚生に関すること                |
|       |         | (3) 消防団員の公務災害に関すること                        |       |        | (3) 消防団員の公務災害に関すること                 |
|       |         | (4) 消防団員の表彰に関すること                          |       |        | (4) 消防団員の表彰に関すること                   |
|       |         | (5) 消防団の施設・設備の維持管理に関すること                   |       |        | (5) 消防団の施設・設備の維持管理に関すること            |
|       |         | (6) 消防団に関わる各種式典及び大規模訓練等に関すること              |       |        | (6) 消防団に関わる各種式典及び大規模訓練等に関すること       |
|       |         | (7) 消防団の連絡調整に関すること                         |       |        | (7) 消防団との連絡調整の総括に関すること              |
|       |         | (8) 災害・安全対策(消防施設・設備含む)に係る計画及び実施の総合整備に関すること |       |        | (8) 消防団の相互応援協定に関すること                |
|       |         | (9) 危機管理に関すること                             |       |        | (9) 非常備消防予算に関すること                   |
|       |         |                                            |       |        | (10) 災害・安全対策(消防水利含む)に係る計画及び整備に関すること |
|       |         |                                            |       |        | (11) 消防団の公印に関すること                   |
|       | 救急救助係   | (1) 救急・救助業務の計画及び調整に関すること                   |       | ⇒署・管理課 |                                     |
|       |         | (2) 救急救命士に関すること                            |       |        |                                     |
|       |         | (3) 緊急消防援助隊に関すること                          |       |        |                                     |
|       |         | (4) 応急手当の普及及び啓発に関すること                      |       |        |                                     |
|       |         | (5) 防災計画に関すること                             |       |        |                                     |
|       |         | (6) 救急救助報告に関すること                           |       |        |                                     |
|       |         | (7) 医師会等救急関係機関との連絡調整に関すること                 |       |        |                                     |
|       |         | (8) 救急講習に関すること                             |       |        |                                     |
|       | 指令第1・2係 | (1) 消防用通信の企画及び運用に関すること                     |       | 通信指令課  | (1) 消防用通信の企画及び運用に関すること              |
|       |         | (2) 出動隊の統制運用に関すること                         |       |        | (2) 出動隊の統制運用に関すること                  |
|       |         | (3) 通信施設及び機器の維持管理に関すること                    |       |        | (3) 通信施設及び機器の維持管理に関すること             |
|       |         | (4) 気象・災害情報に関すること                          |       |        | (4) 気象・災害情報に関すること                   |
|       |         | (5) 救急医療情報システムに関すること                       |       |        | (5) 救急医療情報システムに関すること                |
|       |         | (6) 火災警報発令に関すること                           |       |        | (6) 火災警報発令に関すること                    |
|       |         | (7) 緊急告知システムに関すること                         |       |        | (7) 緊急告知システムに関すること                  |

| 現行       |                                  |      |                            | 見直し後                        |                            |                              |                             |  |
|----------|----------------------------------|------|----------------------------|-----------------------------|----------------------------|------------------------------|-----------------------------|--|
| 課        | 係                                | 事務分掌 |                            | 課                           | 係                          | 事務分掌                         |                             |  |
| 中・東・南消防署 |                                  |      |                            | 各係共通                        |                            | (1) 警防各種研修に関すること             |                             |  |
|          |                                  |      |                            |                             |                            | (2) 警防業務の計画及び調整に関すること        |                             |  |
|          |                                  |      |                            |                             |                            | (3) 警防隊員の教養訓練に関すること          |                             |  |
|          |                                  |      |                            |                             |                            | (4) 警防技術の研究等に関すること           |                             |  |
|          |                                  |      |                            |                             |                            | (5) 警防機械器具及び資機材の研究及び改善に関すること |                             |  |
|          |                                  |      |                            |                             |                            | (6) 警防車両・装備に関すること            |                             |  |
|          |                                  |      |                            |                             |                            | (7) 公印の管理に関すること              |                             |  |
|          |                                  |      |                            |                             |                            | (8) 情報公開に関すること               |                             |  |
|          |                                  |      |                            |                             |                            | (9) 特別警備計画に関すること             |                             |  |
|          |                                  |      |                            |                             |                            | (10) 特殊災害等警防計画に関すること         |                             |  |
|          |                                  |      |                            |                             |                            | (11) 消防対策本部に関すること            |                             |  |
|          |                                  |      |                            |                             |                            | (12) 風水害危険地域の把握に関すること        |                             |  |
|          |                                  |      |                            |                             |                            | (13) 警防活動指針に関すること            |                             |  |
|          |                                  |      |                            |                             |                            | (14) 警防検討委員会に関すること           |                             |  |
|          |                                  |      |                            |                             |                            | (15) 各種訓練に関すること              |                             |  |
|          |                                  |      |                            |                             |                            | (16) 安全管理に関すること              |                             |  |
|          |                                  |      |                            |                             |                            | (17) 定住自立圏に関すること             |                             |  |
|          |                                  |      |                            |                             |                            | (18) その他特命に関すること             |                             |  |
|          |                                  |      |                            |                             |                            | 消防救助管理係                      | (1) 消防・救助業務の計画及び調整に関すること    |  |
|          |                                  |      |                            |                             |                            |                              | (2) 消防・救助隊員の教養訓練及び研修に関すること  |  |
|          |                                  |      |                            |                             |                            |                              | (3) 消防・救助技術の研究等に関すること       |  |
|          |                                  |      |                            |                             |                            |                              | (4) 消防・救助用機械器具の研究及び改善に関すること |  |
|          |                                  |      |                            |                             |                            |                              | (5) 救助報告及び統計に関すること          |  |
|          |                                  |      |                            |                             |                            |                              | (6) 常備消防の車両・装備事務に関すること      |  |
|          |                                  |      |                            |                             |                            |                              | (7) 緊急消防援助隊に関すること           |  |
|          |                                  |      |                            | (8) 応援・受援協定に関すること           |                            |                              |                             |  |
|          |                                  |      |                            | (9) 防災航空隊との調整に関すること         |                            |                              |                             |  |
|          |                                  |      |                            | 救急管理係                       | (1) 救急業務の計画及び調整に関すること      |                              |                             |  |
|          |                                  |      |                            |                             | (2) 救急隊員の教養訓練及び研修に関すること    |                              |                             |  |
|          |                                  |      |                            |                             | (3) 救急技術の研究等に関すること         |                              |                             |  |
|          |                                  |      |                            |                             | (4) 救急用資機材の研究及び改善に関すること    |                              |                             |  |
|          |                                  |      |                            |                             | (5) 隊員の感染予防に関すること          |                              |                             |  |
|          |                                  |      |                            |                             | (6) 救急報告及び統計に関すること         |                              |                             |  |
|          |                                  |      |                            |                             | (7) 救急救命士に関すること            |                              |                             |  |
|          |                                  |      |                            |                             | (8) 地域MCに関すること             |                              |                             |  |
|          |                                  |      |                            |                             | (9) 医師会等救急関係機関との連絡調整に関すること |                              |                             |  |
|          |                                  |      |                            |                             | (10) 応急手当の普及及び啓発に関すること     |                              |                             |  |
|          |                                  |      |                            | (11) ドクターヘリに関すること           |                            |                              |                             |  |
|          |                                  | 指導係  | (1) 火災の原因及び損害の調査に関すること     |                             |                            |                              |                             |  |
|          |                                  |      | (2) 防火対象物の予防査察及び指導に関すること   |                             |                            |                              |                             |  |
|          |                                  |      | (3) 火災予防条例に関すること           |                             |                            |                              |                             |  |
|          |                                  |      | (4) 公印に関すること               |                             |                            |                              |                             |  |
|          |                                  |      | (5) 防災教育に関すること             |                             |                            |                              |                             |  |
|          |                                  |      | (6) 災害・安全対策に係る計画及び整備に関すること |                             |                            |                              |                             |  |
|          |                                  |      | (7) 救急救助報告及び統計に関すること       |                             |                            |                              |                             |  |
|          | (8) 署の庶務に関すること                   |      |                            |                             | ⇒予防課等                      |                              |                             |  |
|          | (9) 消防団の服制等に関すること                |      |                            |                             |                            |                              |                             |  |
|          | (10) 消防団の各種訓練計画及び指導に関すること        |      |                            |                             |                            |                              |                             |  |
|          | (11) 消防団の装備品の維持管理に関すること          |      |                            |                             |                            |                              |                             |  |
|          | (12) 消防団の分団の連絡調整に関すること           |      |                            |                             |                            |                              |                             |  |
|          | (13) 自主防災組織の育成及び指導に関すること         |      |                            |                             |                            |                              |                             |  |
| 警防第1・2係  | (1) 火災その他災害警戒及び防ぎょに関すること         |      | 警防第1・2課                    | (1) 現場指揮に関すること              |                            |                              |                             |  |
|          | (2) 消防用機械器具の維持管理に関すること           |      |                            | (2) 警防査察に関すること              |                            |                              |                             |  |
|          | (3) 消防計画に関すること                   |      |                            | (3) 警防計画に関すること              |                            |                              |                             |  |
|          | (4) 消防訓練に関すること                   |      |                            | (4) 警防調査に関すること              |                            |                              |                             |  |
|          | (5) 水利調査に関すること                   |      |                            | (5) 警防情報及び消防水利に関すること        |                            |                              |                             |  |
|          | (6) 警防査察及び防火指導に関すること             |      |                            | (6) 特別警備に関すること              |                            |                              |                             |  |
|          | (7) 道路障害に関すること                   |      |                            | (7) 災害通信に関すること              |                            |                              |                             |  |
|          | (8) 災害防ぎょの特殊技術の研究及び訓練に関すること      |      |                            | (8) 災害出動に関すること              |                            |                              |                             |  |
|          | (9) 救急及び救助業務に関すること               |      |                            | (9) 災害現場活動に関すること            |                            |                              |                             |  |
|          | (10) 救急講習に関すること                  |      |                            | (10) 警防活動指針に関すること           |                            |                              |                             |  |
|          | (11) 救急及び救助記録並びに統計に関すること         |      |                            | (11) 警防検討委員会に関すること          |                            |                              |                             |  |
|          | (12) 救急及び救助機械器具の取扱い並びに整備保全に関すること |      |                            | (12) 災害の調査に関すること            |                            |                              |                             |  |
|          | (13) 救急救助隊員の教養訓練に関すること           |      |                            | (13) 各種訓練に関すること             |                            |                              |                             |  |
|          | (14) 救急及び救助資器材に関すること             |      |                            | (14) 安全管理に関すること             |                            |                              |                             |  |
|          | (15) 救急・救助業務の計画及び調整に関すること        |      |                            | (15) 災害活動報告に関すること           |                            |                              |                             |  |
|          | (16) 救急救命士に関すること                 |      |                            | (16) 火災予防条例に関すること           |                            |                              |                             |  |
|          | (17) その他特命に関すること                 |      |                            | (17) 防火対象物の防火指導及び立入検査に関すること |                            |                              |                             |  |
|          |                                  |      | (18) 防火・防災に関する指導に関すること     |                             |                            |                              |                             |  |
|          |                                  |      | (19) 応急手当の指導に関すること         |                             |                            |                              |                             |  |
|          |                                  |      | (20) 無人航空機に関すること           |                             |                            |                              |                             |  |
|          |                                  |      | (21) 電磁的記録媒体の管理に関すること      |                             |                            |                              |                             |  |
|          |                                  |      | (22) その他特命に関すること           |                             |                            |                              |                             |  |

| 現行 |   |      |                             | 見直し後  |   |      |                            |
|----|---|------|-----------------------------|-------|---|------|----------------------------|
| 課  | 係 | 事務分掌 |                             | 課     | 係 | 事務分掌 |                            |
|    |   |      |                             | 指揮調査係 |   | (1)  | 災害現場の指揮、情報収集、連絡及び広報に関すること  |
|    |   |      |                             |       |   | (2)  | 職員の安全管理及び技能指導に関すること        |
|    |   |      |                             |       |   | (3)  | 再燃防止対策に関すること               |
|    |   |      |                             |       |   | (4)  | 火災の原因及び損害の調査に関すること         |
|    |   |      |                             |       |   | (5)  | 消防団との連携及び指導に関すること          |
|    |   |      |                             |       |   | (6)  | 消防団の分団との連絡調整に関すること         |
|    |   |      |                             | 消防救助係 |   | (1)  | 消防・救助業務に関すること              |
|    |   |      |                             |       |   | (2)  | 消防・救助用機械器具の取扱い及び整備保全に関すること |
|    |   |      |                             | 救急係   |   | (1)  | 救急業務に関すること                 |
|    |   |      |                             |       |   | (2)  | 救急用資器材の取扱い及び整備保全に関すること     |
|    |   |      | (1)                         | 各係共通  |   | (1)  | 消防・救急業務に関すること              |
|    |   | 分署   | (2)                         |       |   | (2)  | 消防・救急用資機材の取扱い及び整備保全に関すること  |
|    |   |      | (3)                         |       |   | (3)  | 消防団との連携及び指導に関すること          |
|    |   |      | (4)                         |       |   | (4)  | 消防団の分団との連絡調整に関すること         |
|    |   |      | (5)                         |       |   | (5)  | 火災の原因及び損害の調査に関すること         |
|    |   |      | (6)                         |       |   | (6)  | 火災予防条例に関すること               |
|    |   |      | (7)                         |       |   | (7)  | 防火対象物の防火指導及び立入検査に関すること     |
|    |   |      | (8)                         |       |   | (8)  | 防火・防災に関する指導に関すること          |
|    |   |      | (9)                         |       |   | (9)  | 応急手当等の指導に関すること             |
|    |   |      | (10)                        |       |   | (10) | その他特命に関すること                |
|    |   |      | 救急及び救助記録並びに統計に関すること         |       |   |      |                            |
|    |   |      | 救急及び救助機械器具の取扱い並びに整備保全に関すること |       |   |      |                            |
|    |   |      | 火災予防条例に関すること                |       |   |      |                            |
|    |   |      | 自主防災組織の指導に関すること             |       |   |      |                            |
|    |   |      | 防災教育に関すること                  |       |   |      |                            |

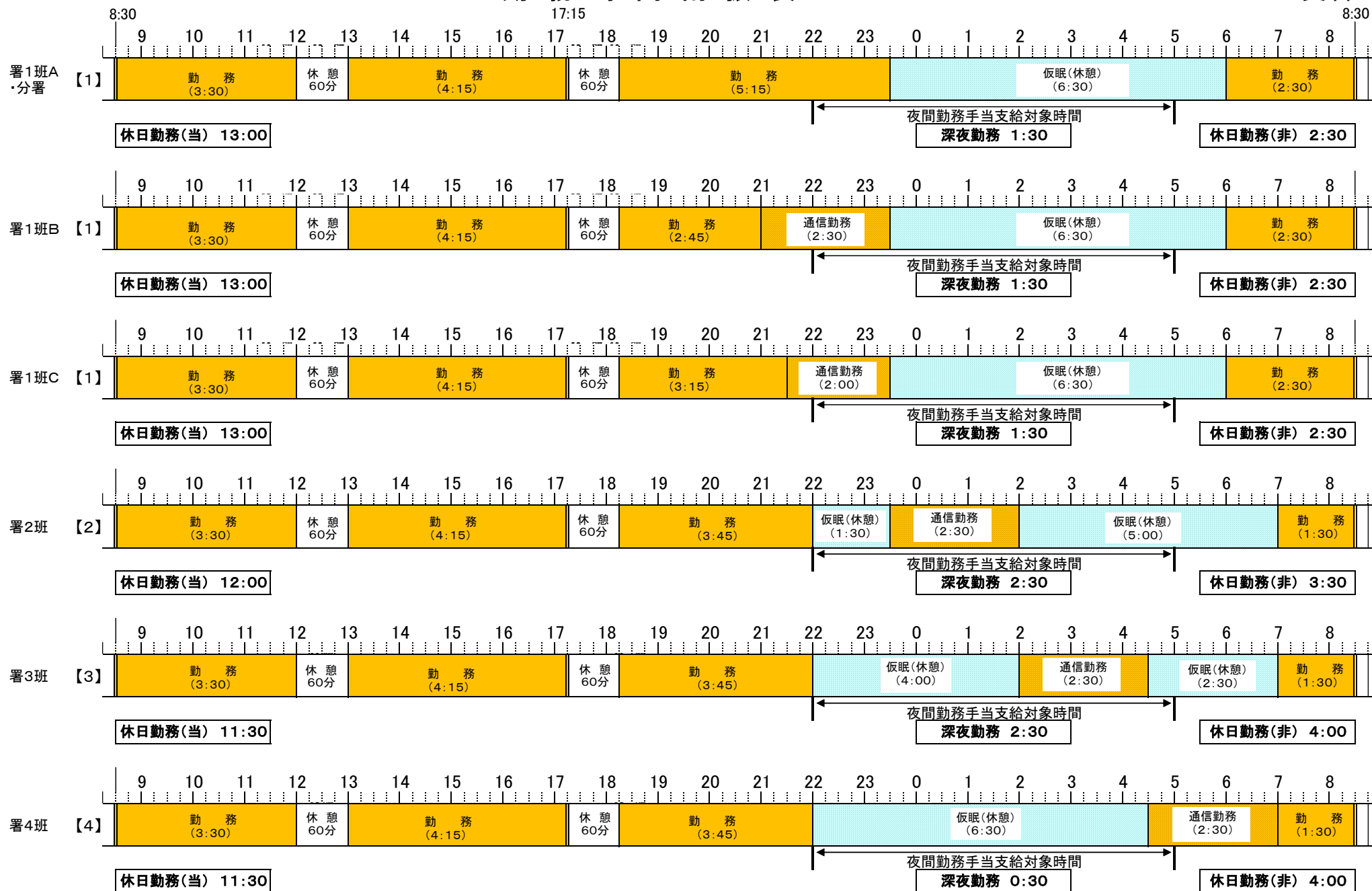
| 区分 | 名称                       | 番号              | 所管部署     |             |
|----|--------------------------|-----------------|----------|-------------|
| 条例 | 伊賀市消防本部及び消防署の設置等に関する条例   | 平成16年条例第233号    | 消防総務課    | 改正済<br>3月議会 |
| 条例 | 伊賀市火災予防条例                | 平成16年条例第234号    | 予防課      |             |
| 規則 | 伊賀市公印規則                  | 平成16年規則第13号     | 総務課      | 廃止          |
| 規則 | 伊賀市管理職員等の範囲を定める規則        | 平成19年公平委員会規則第1号 | 公平委員会事務局 |             |
| 規則 | 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則   | 平成28年規則第28号     | 人事課      |             |
| 規則 | 伊賀市管理職員手当の支給に関する規則       | 平成16年規則第65号     | 人事課      |             |
| 規則 | 伊賀市管理職員の特別勤務手当に関する規則     | 平成16年規則第66号     | 人事課      |             |
| 規則 | 伊賀市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則  | 平成25年規則第41号     | 総合危機管理課  |             |
| 規則 | 伊賀市消防本部の組織等に関する規則        | 平成16年規則第205号    | 消防総務課    |             |
| 規則 | 伊賀市消防職員委員会に関する規則         | 平成16年規則第206号    | 消防総務課    |             |
| 規則 | 伊賀市消防管理職員特別勤務手当に関する規則    | 平成16年規則第207号    | 消防総務課    |             |
| 規則 | 伊賀市火災予防条例施行規則            | 平成16年規則第211号    | 予防課      |             |
| 規則 | 伊賀市危険物の規制に関する規則          | 平成16年規則第212号    | 予防課      |             |
| 告示 | 伊賀市災害時要援護者支援活動実施要綱       | 平成23年告示第4号      | 総合危機管理課  |             |
| 告示 | 伊賀市消防表彰規程                | 平成19年消防本部告示第2号  | 消防総務課    |             |
| 告示 | 伊賀市消防本部行政無線局管理運用規程       | 平成16年消防本部告示第14号 | 消防救急課    |             |
| 告示 | 伊賀市消防本部消防通信規程            | 平成28年消防本部告示第1号  | 消防救急課    |             |
| 告示 | 火災予防査察規程                 | 平成16年消防本部告示第10号 | 予防課      | 廃止          |
| 告示 | 火災予防査察規程事務処理要綱           | 平成16年消防本部告示第12号 | 予防課      |             |
| 告示 | 防火対象物定期点検報告等に関する事務処理要綱   | 平成16年消防本部告示第17号 | 予防課      |             |
| 告示 | 防災管理定期点検報告等に関する事務処理要綱    | 平成29年消防本部告示第8号  | 予防課      |             |
| 告示 | 伊賀市防火対象物に係る表示制度に関する要綱    | 平成26年消防本部告示第1号  | 予防課      |             |
| 告示 | 伊賀市消防法令適合通知書事務処理要綱       | 平成27年消防本部告示第4号  | 予防課      |             |
| 告示 | 伊賀市火災調査規程                | 平成16年消防本部告示第11号 | 予防課      |             |
| 告示 | 消防警戒区域設定基準               | 平成16年消防本部告示第3号  | 消防救急課    |             |
| 告示 | 消防警戒区域立入許可の証票発行に関する規程    | 平成16年消防本部告示第9号  | 消防救急課    |             |
| 告示 | 伊賀市消防本部救急業務要綱運用基準        | 平成16年消防本部告示第6号  | 消防救急課    |             |
| 告示 | 伊賀市消防本部救急業務計画            | 平成30年消防本部告示第2号  | 消防救急課    | 訓令へ         |
| 告示 | 伊賀市消防本部警防活動要綱            | 平成16年消防本部告示第4号  | 消防救急課    |             |
| 告示 | 伊賀市消防本部応急手当の普及啓発活動に関する要綱 | 平成17年消防本部告示第2号  | 消防救急課    |             |
| 告示 | 伊賀市応急手当口頭指導に関する実施要綱      | 平成29年消防本部告示第2号  | 消防救急課    |             |

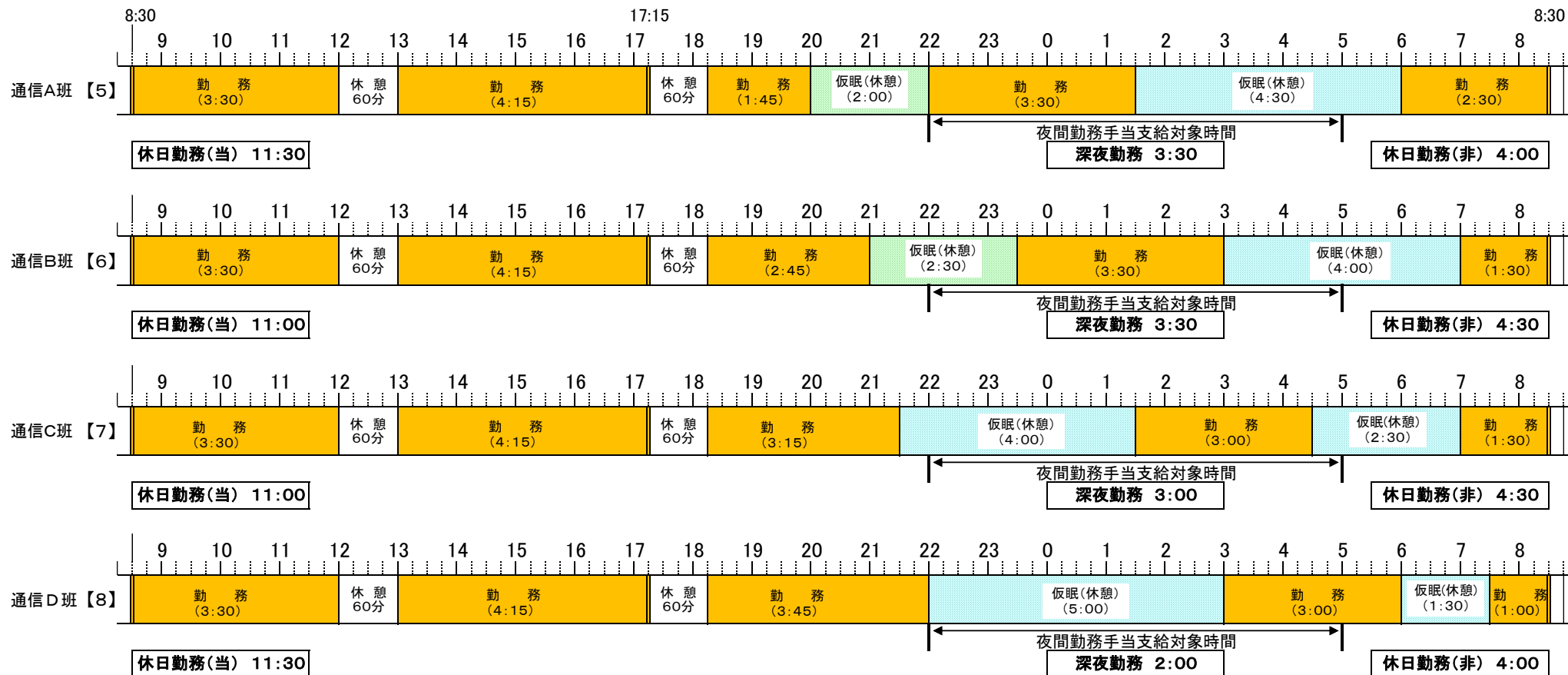
| 区分 | 名称                                    | 番号              | 所管部署    |
|----|---------------------------------------|-----------------|---------|
| 告示 | 市民救命の駅設置要綱                            | 平成19年消防本部告示第2号  | 消防救急課   |
| 告示 | 伊賀市消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱           | 平成22年消防本部告示第3号  | 消防救急課   |
| 訓令 | 伊賀市あき地の雑草等の除去に関する検討委員会設置要綱            | 平成23年訓令第21号     | 環境政策課   |
| 訓令 | 伊賀市生涯学習推進庁内連絡会議設置要綱                   | 平成17年訓令第36号     | 生涯学習課   |
| 訓令 | 伊賀市あんしん・防災ネットによる緊急情報の周知及び告知事務に関する取扱要綱 | 平成21年訓令第53号     | 総合危機管理課 |
| 訓令 | 伊賀市消防本部組織検討委員会設置要綱                    | 平成29年訓令第52号     | 消防総務課   |
| 訓令 | 伊賀市消防署の組織等に関する規程                      | 平成16年消防本部訓令第1号  | 消防総務課   |
| 訓令 | 伊賀市消防長専決規程                            | 平成16年消防本部訓令第18号 | 消防総務課   |
| 訓令 | 伊賀市消防本部及び消防署専決規程                      | 平成16年消防本部訓令第3号  | 消防総務課   |
| 訓令 | 伊賀市消防職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規程         | 平成28年消防本部訓令第5号  | 消防総務課   |
| 訓令 | 特殊車両運用基準                              | 平成23年消防本部訓令第6号  | 中消防署    |
| 訓令 | 隔日勤務に服する消防職員の勤務時間等に関する規程              | 平成16年消防本部訓令第6号  | 消防総務課   |
| 訓令 | 伊賀市消防職員貸与品等検討委員会設置要綱                  | 平成23年消防本部訓令第1号  | 消防総務課   |
| 訓令 | 伊賀市消防本部安全管理規程                         | 平成16年消防本部訓令第9号  | 消防総務課   |
| 訓令 | 伊賀市消防本部における訓練時安全管理要綱                  | 平成16年消防本部訓令第16号 | 消防総務課   |
| 訓令 | 警防訓練等安全管理基準                           | 平成16年消防本部訓令第10号 | 消防救急課   |
| 訓令 | 伊賀市聴覚障がい者等携帯電話Eメール119番通報利用登録制度実施要領    | 平成23年消防本部訓令第7号  | 消防救急課   |
| 訓令 | 空地及び空家の管理に関する運用基準                     | 平成16年消防本部訓令第20号 | 予防課     |
| 訓令 | 消防法令に基づく申請書等の事務処理等に関する規程              | 平成16年消防本部訓令第24号 | 予防課     |
| 訓令 | 火災に関するり災証明書の発行取扱要綱                    | 平成16年消防本部訓令第23号 | 予防課     |
| 訓令 | 製造所等の軽微な変更の範囲を定める基準                   | 平成16年消防本部訓令第22号 | 予防課     |
| 訓令 | 伊賀市消防本部警防規程                           | 平成16年消防本部訓令第17号 | 消防救急課   |
| 訓令 | 伊賀市消防本部再燃火災防止対策要綱                     | 平成16年消防本部訓令第21号 | 消防救急課   |
| 訓令 | 伊賀市消防対策本部設置要綱                         | 新制定             | 消防救急課   |
| 訓令 | 伊賀市消防本部現場指揮要綱                         | 平成29年消防本部訓令第8号  | 中消防署    |
| 訓令 | 伊賀市消防本部警防検討委員会設置に関する要綱                | 平成26年消防本部訓令第1号  | 中消防署    |
| 訓令 | 伊賀市消防本部救助業務要綱                         | 平成16年消防本部訓令第14号 | 消防救急課   |
| 訓令 | 伊賀市消防本部救急業務要綱                         | 平成16年消防本部訓令第13号 | 消防救急課   |
| 訓令 | 伊賀市消防本部災害出動要綱                         | 平成29年消防本部訓令第6号  | 中消防署    |
| 訓令 | 伊賀市消防本部警防隊運用要綱                        | 平成29年消防本部訓令第7号  | 中消防署    |
| 訓令 | 伊賀市消防水利規程                             | 平成27年消防本部訓令第2号  | 消防救急課   |
| 訓令 | 伊賀市消防本部消防水利に関する要綱                     | 平成27年消防本部訓令第3号  | 消防救急課   |

廃止

## 勤務時間割振表

資料4





消防車両更新計画

2019/4/1 現在

(資料5)

| 種 別 |           | 購入年月日<br>(登録) | 経過<br>年数    | 2019<br>(H31) | 2020<br>(R2) | 2021<br>(R3) |       |
|-----|-----------|---------------|-------------|---------------|--------------|--------------|-------|
| 本部  | 本部乗用車     |               | H10. 3. 17  | 21            |              |              |       |
|     | 消防総務課軽連絡車 |               | H25. 6. 28  | 5             |              |              |       |
|     | 予防課連絡車    | 寄贈            | H25. 3. 29  | 6             |              |              |       |
|     | 〃 広報車     |               | H21. 8. 6   | 9             |              |              |       |
|     | 消防救急課広報車  |               | H18. 3. 8   | 13            |              |              |       |
| 中署  | 梯子車       |               | H22. 3. 8   | 9             | 市単 (点検)      | 市単 (点検)      |       |
|     | 水槽車       |               | H10. 3. 4   | 21            |              |              |       |
|     | タンク車      |               | H21. 12. 8  | 9             |              |              |       |
|     | 化学車       |               | H14. 2. 18  | 17            |              | 廃車           |       |
|     | 親子車       |               | H13. 2. 7   | 18            |              |              | ⇒予備車へ |
|     | 救助工作車     |               | H27. 3. 31  | 4             |              |              |       |
|     | 救急車       | 緊急援助隊登録       | H30. 2. 9   | 1             |              |              |       |
|     | 広報車       |               | H14. 7. 10  | 16            |              |              |       |
|     | 指揮車       |               | H10. 2. 27  | 21            |              | 市単           |       |
|     | 材料車       | (緊急援助隊登録)     | H24. 11. 15 | 6             |              |              |       |
|     | 軽材料車      |               | H24. 2. 28  | 7             |              |              |       |
|     | 人員輸送車     | (緊急援助隊登録)     | H26. 2. 21  | 5             |              |              |       |
| 島ヶ原 | 小型車       |               | H15. 10. 20 | 15            |              |              | ⇒本署へ  |
|     | 救急車       | (緊急援助隊登録)     | H16. 2. 17  | 15            | 緊援補助         |              |       |
|     | 広報車       |               | H11. 7. 30  | 19            | 市単           |              |       |
| 西   | 小型車       |               | H18. 3. 8   | 13            |              |              |       |
|     | 救急車       |               | H22. 6. 16  | 8             |              |              |       |
|     | 軽材料車      |               | H18. 3. 10  | 13            |              |              |       |
|     | 救急予備車     |               | H21. 2. 19  | 10            |              |              |       |
| 東署  | タンク車      | 緊急援助隊登録       | H17. 3. 16  | 14            | ⇒本署へ         | 緊援補助ST       | ⇒島ヶ原へ |
|     | 小型車       |               | H22. 7. 27  | 8             |              |              |       |
|     | 救急車       | 緊急援助隊登録       | H31. 2. 13  | 0             |              |              |       |
|     | 広報車       |               | H27. 3. 27  | 4             | ⇒予防査察車へ      |              |       |
|     | 軽材料車      |               | H15. 11. 27 | 15            |              |              |       |
| 阿山  | 小型車       |               | H25. 2. 13  | 6             |              |              |       |
|     | 救急車       |               | H15. 11. 19 | 15            | 特例債          |              |       |
|     | 軽材料車      |               | H15. 9. 12  | 15            |              |              |       |
| 大田  | 小型車       | 緊急援助隊登録       | H28. 2. 16  | 3             |              |              |       |
|     | 救急車       |               | H21. 12. 7  | 9             |              | 防災基盤         |       |
|     | 軽材料車      |               | H14. 12. 18 | 16            |              |              |       |
| 南署  | タンク車      | 緊急援助隊登録       | H26. 3. 18  | 5             |              |              | ⇒本署へ  |
|     | 小型車       |               | H17. 2. 24  | 14            | 緊防債 ST       |              |       |
|     | 救急車       | 緊急援助隊登録       | H27. 1. 15  | 4             |              |              |       |
|     | 広報車       |               | H17. 2. 22  | 14            | ⇒丸山へ         |              |       |
|     | 軽材料車      |               | H13. 12. 19 | 17            |              |              |       |
| 丸山  | 小型車       |               | H26. 3. 12  | 5             |              |              |       |
|     | 救急車       | (緊急援助隊登録)     | H24. 12. 18 | 6             |              |              |       |
|     | 広報車       |               | H10. 7. 17  | 20            | 廃車           |              |       |
|     | 小型予備車     |               | H8. 2. 9    | 23            |              |              | ⇒廃車   |

|                            |      |      |         |        |         |
|----------------------------|------|------|---------|--------|---------|
|                            |      | 合計   |         |        |         |
| 見直し後<br>更新費用               | 事業費  | (千円) | 60,800  | 68,900 | 129,700 |
|                            | 特財   | (千円) | 58,500  | 58,300 | 116,800 |
|                            | 一財   | (千円) | 2,300   | 10,600 | 12,900  |
|                            | 実負担額 | (千円) | 25,300  | 47,390 | 72,690  |
| ※一財+起債償還額 (交付税措置分除く、利子含まず) |      |      |         |        |         |
| 見直し前<br>更新費用               | 事業費  | (千円) | 110,300 | 98,900 | 209,200 |
|                            | 特財   | (千円) | 100,000 | 85,300 | 185,300 |
|                            | 一財   | (千円) | 10,300  | 13,600 | 23,900  |
|                            | 実負担額 | (千円) | 95,800  | 77,390 | 173,190 |
|                            |      |      |         |        | 79,500  |
|                            |      |      |         |        | 68,500  |
|                            |      |      |         |        | 11,000  |
|                            |      |      |         |        | 100,500 |

- ・財源を記載してある箇所が更新年度を表します。
- ・救急車の更新を優先的に計画しました。(走行距離を勘案し、原則として本署は6年毎、他署は9～10年毎。)
- ・年度間の更新費用の平準化のため、毎年度原則として2～3台ずつの更新としました。
- ・市単については一般事業債(90%充当・交付税措置なし)を充当しますが、有利な補助金があれば活用します。
- ・車検整備料等は含んでいません。
- ・小型車にスモールタンクを積載することで、水槽車の廃車も踏まえたあり方を検討します。(現行車両は使用限界までは使用)

# 空気呼吸器の現有数の推移

(資料6)

|        |       | 中  | 西   | 島   | 東   | 大山田 | 阿山  | 南  | 丸   |
|--------|-------|----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|
| 総数90   |       | 28 | 4   | 5   | 11  | 9   | 12  | 11 | 10  |
| 積載50   |       | 17 | 3   | 4   | 7   | 4   | 4   | 7  | 4   |
| 内訳     | 梯子車   | 2  |     |     |     |     |     |    |     |
|        | 救助工作車 | 4  |     |     |     |     |     |    |     |
|        | 化学車   | 4  |     |     |     |     |     |    |     |
|        | タンク車  | 3  |     |     | 4   |     |     | 4  |     |
|        | ポンプ車  | 4  | 3   | 4   | 3   |     | 4   | 3  | 4   |
|        | ST    |    |     |     |     | 4   |     |    |     |
| 保管     |       | 11 | 1/1 | 1/1 | 4/2 | 5   | 8   | 4  | 6   |
| 修理不能37 |       | 7  |     | 3   | 5/1 | 5   | 8/5 | 4  | 5/3 |
| その他    |       |    |     |     |     |     | 2   |    |     |

※太字は使用不能器(修理可能期間内で未修理のもの含む)

## 年代別修理不能器

| 年度        | 廃棄 | 在庫 |
|-----------|----|----|
| 2019(R1)  | 4  | 49 |
| 2020(R2)  | 4  | 45 |
| 2021(R3)  | 4  | 41 |
| 2022(R4)  | 3  | 38 |
| 2023(R5)  | 3  | 35 |
| 2024(R6)  | 8  | 27 |
| 2025(R7)  | 1  | 26 |
| 2026(R8)  | 0  | 26 |
| 2027(R9)  | 4  | 22 |
| 2028(R10) | 8  | 14 |
| 2029(R11) | 0  | 14 |
| 2030(R12) | 14 | 0  |

伊賀市消防本部には使用不能器13器存在する。15年以上経過した呼吸器は、付属品の絶版等により修理は不可能となる(メーカーより)。その為、故障があれば廃棄としている。総数90器から修理不能器37器を差し引いた53器(使用不能器含む)を実働器としているが、左表より呼吸器を購入しなかった場合、2030年以降すべての呼吸器は故障後修理は不能となる。

## 第 3 章 計画の具体的事項（2022（令和 4）～2024（令和 6）年度）

---

### 第 1 節 計画の内容

---

#### （１）基本的事項

本計画開始時（2020（令和 2）年 4 月 1 日）において、【消防本部：4 課】・【消防署：1 署 3 課 7 分署】の組織体制としましたが、【消防署】における分署の所管が曖昧となり、事務執行上支障となっていることなどから、2022（令和 4）年度から警防課に 1 課を追加するほか、連携・協力に係る事務の着実な進捗を図るため、消防総務課及び通信指令課に日勤の担当職員を配置し、**資料 7**のような組織体制とします。

また、延長する 3 年間の人員の推移等は、**資料 8**のとおりとします。

#### （２）具体的事項

見直しを行う所属の概要については、次のとおりです。

##### ア 消防総務課

配置職員数は変わりませんが、2022（令和 4）年 4 月からは、うち 1 人を主に連携・協力に係る事務局を担う職員とします。

##### イ 通信指令課

連携・協力事業のうち、共同運用に係る“共同消防指令センター”を整備するため、2022（令和 4）・2023（令和 5）年度の 2 か年度のみ時限的に日勤の担当職員を加配します。

2024（令和 6）年 4 月からの共同運用開始後は、通信指令課配属職員は、“共同消防指令センター”への派遣となります。“共同消防指令センター”への派遣職員は、本市からは 12 人であり、減数となる人員により現場出動隊の強化を図ります。

##### ウ 伊賀消防署（本署）

###### ①【管理課】

計画開始時と変更はありません。

なお管理課は、警防分野における企画を司る部門として、署全体の事務の統括を行う重要な部署であるため、管理課長は引き続き“副署長”を兼ねるものとします。

###### ②【警防第 1・2 課及び各分署】 ⇒ 【警防第 1・2・3 課】

本計画開始時には、人員管理上、警防第 1 係・警防第 2 係を【警防第 1 課】・【警防第 2 課】としましたが、分署の所管が曖昧となり、事務執行上支障が生じたことから、

2021（令和3）年4月1日から本計画を一部改訂（第2版）し、各警防課長を隔日勤務から日勤に変更するとともに、警防第1課長を島ヶ原・西・南・丸山分署、警防第2課長を東・阿山・大山田分署の担当所属長とする見直しを行いました。

しかしながら、各課長の配下となる人員が、警防第1課長が65人、警防第2課長が54人と大人数となり、特に分署員に対するマネジメントが十分に働かない状況が生じています。

このため、2022（令和4）年度から本署の指揮調査係・消防救助係・救急係を【警防第1課】、東・阿山・大山田分署を【警防第2課】、丸山・南・島ヶ原・西分署を【警防第3課】とし、各課に課長を配置することとします。

なお、当初計画の趣旨である“指揮命令系統の一本化”を踏まえ、警防第1課長が“副署長”を兼ねるものとします。

## 第2節 消防車両更新計画

---

### （1）基本的事項

基本的な考え方は、第2章に記載のとおりですが、新たな取り組みである連携・協力においては、これまで以上に積極的な相互応援出動を行うことから、応援出動に必要な車両（はしご車等）について、有利な財源を活用し更新整備を図ります。

延長する3年間の車両更新計画は、**資料9**のとおりとします。

### （2）具体的事項

計画の見直しを行う主な車両の概要については、次のとおりです。

#### ア はしご自動車

現状の車両については、2022（令和4）年度に2回目のオーバーホールを控えており、また「消防用車両の安全基準について（平成19年3月消防用車両の安全基準検討会）」に基づき、このオーバーホールの5年後には廃車することとなります。

オーバーホール費用は約45,000千円と高額なうえ、5年後の更新費用も含め、財源が課題であることから、連携・協力事業における相互応援出動において積極的に運用することにより、有利な財源（防災対策事業債／充当率90％・交付税算入率50％）を活用できるため、2022（令和4）年度のオーバーホールは行わず、更新購入を図ることとします。

なお、相互応援出動において運用するものであることから、更新する車両については名張市が保有する 35m 級の車両よりも小型の車両とすることで、市街地などの狭隘な箇所での火災などにも活用が可能となるため、名張市車両との機能分担を図るものとします。

## イ 化学消防車・小型動力ポンプ付水槽車

現状は各 1 台を保有・運用していますが、老朽化が著しい状況です。

当初の計画では、両車両とも廃車も含めたあり方を検討することとしていましたが、化学消防車については整備指針上必要であること、また小型動力ポンプ付水槽車については、出動頻度が高いことから、両車両とも廃車とせず、今回の連携・協力事業における相互応援出動において積極的に運用することにより、有利な財源（防災対策事業債／充当率 90％・交付税算入率 50％）を活用し、2023（令和 5）年度に更新購入を図るものとします。

なお更新にあたっては、両車両を各々更新するのではなく、化学消防車に大型水槽を積載した“化学水槽車”として更新することで、費用の低減化を図ります。

## 第 3 節 消防職員定員管理計画

---

当初の計画では、“人件費の抑制”を念頭に適正な定員管理を行っていくこととしていました。

しかしながら、『地方公務員の定年引上げ』に関し「地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）」が 2021（令和 3）年 6 月 11 日に公布、2023（令和 5）年 4 月 1 日に施行されることとなり、これを踏まえて「地方公務員法の一部を改正する法律の運用について（2021（令和 3）年 8 月 31 日付け総行公第 89 号、総行女第 40 号、総行給第 55 号 総務省自治行政局公務員部長通知）」が発出されました。

この通知において、「定年引上げに伴う中長期的観点からの定員管理」として、“各行政分野における専門的な知見を継承し、必要な行政サービスを将来にわたり安定的に提供するためには、一定の新規採用を継続的に確保することが必要”とされ、“中長期的な観点から採用のあり方を検討する必要”があるとされています。

消防の現場活動の体制維持、及び年齢構成の平準化も踏まえ、定年引上げにあたっても、毎年度、一定の若手職員の新規採用が必要となります。

このため、一定の採用を確保しつつ定年を引上げることとなり、特に職員数の割合が高い年齢層である団塊ジュニア世代の大量退職期が 5 年先延ばしになることから、一時的に

職員数が増加することとなるため、職員の配置場所に考慮が必要となるほか、人件費の増嵩も懸念されます。

したがって、職員数よりも人件費の総額に配意しつつ、適正な定員管理を行っていくとともに、計画的な人材育成を行うことで、総合的な消防力の継続確保に努めます。

延長する３年間の職員数の推移は**資料８**のとおりです。また、人材育成に関する計画は別途作成するものとします。

#### 第４節 救急救命士養成計画

基本的な考え方は、第２章に記載のとおりであり、前節の定員管理計画の見直しに伴い、救急救命士養成計画も**表８**のとおり修正します。

**表８ 救急救命士養成計画表**

|                 | 2021 (R3) | 2022 (R4) | 2023 (R5) | 2024 (R6) |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 50 歳以上          | ▲1        | 0         | 0         | 3         |
| 運用数（50 歳未満実運用数） | 43        | 45        | 47        | 46        |
| 養成数             | 1         | 1         | 1         | 1         |
| 救命士採用枠          | 1         | 1         | 1         | 1         |

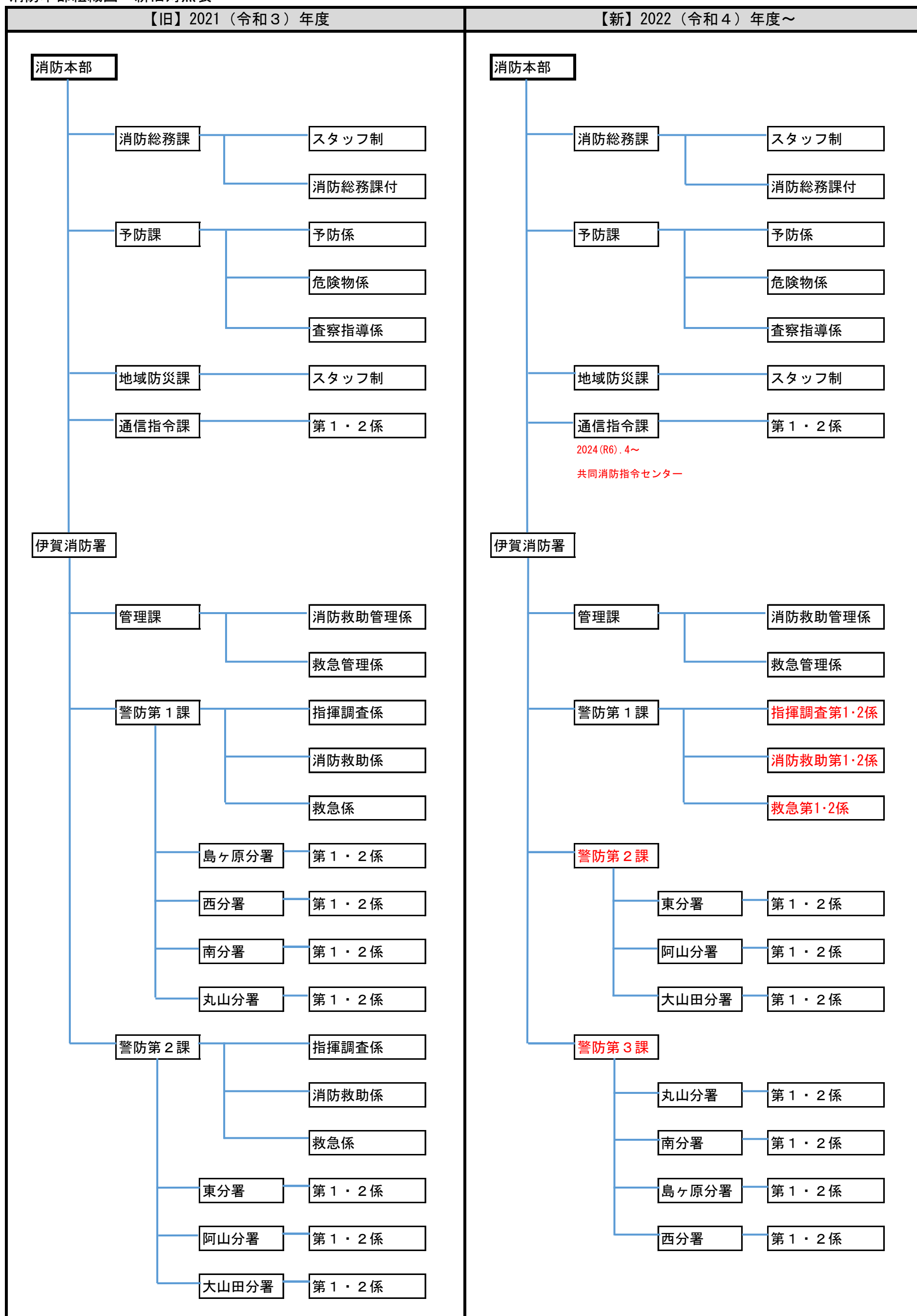
※最大必要数 48 人に近づくように養成（最低必要数 32 人を下回らないことに留意）。

※2021（R3）年度の運用数は、救急隊として活動中の実員数。

※2022（R4）年度以降は、2021（R3）運用数から４月１日現在で 50 歳となる者をマイナス、養成数・救命士採用数は翌年度に加算し、運用数を算定する。

## ＜第 3 章・資料集＞

消防本部組織図 新旧対照表



|                          | 2021(R3).4.1 | 2022(R4).4.1           | 2023(R5).4.1 | 2024(R6).4.1     |
|--------------------------|--------------|------------------------|--------------|------------------|
| 消防長                      | 1            | 1                      | 1            | 1                |
| 次長(本部担当・署長)              | 2            | 2                      | 2            | 2                |
| 消防総務課                    | 6            | 6                      | 6            | 6                |
| 課長                       | 1            | 1                      | 1            | 1                |
| —                        | —            | 副参事又は主幹<br>(連携・協力担当)   | 1            | 1                |
| スタッフ制                    | 5            | 4                      | 4            | 4                |
| 消防総務課付                   | 7            | 6                      | 7            | 8                |
| 新規採用者(消防学校入校)            | 2            | 3                      | 2            | 2                |
| 救急救命士研修                  | 1            | 1                      | 1            | 1                |
| 市出向                      | 1            | 1                      | 1            | 1                |
| 県派遣                      | 1            | 1                      | 1            | 1                |
| 上記以外の長期研修・育休等            | 2            | 0                      | 2            | 3                |
| 予防課                      | 9            | 9                      | 10           | 10               |
| 課長                       | 1            | 1                      | 1            | 1                |
| 予防係                      | 3            | 3                      | 3            | 3                |
| 危険物係                     | 2            | 2                      | 3            | 3                |
| 査察指導係                    | 3            | 3                      | 3            | 3                |
| 地域防災課                    | 5            | 5                      | 5            | 5                |
| 課長                       | 1            | 1                      | 1            | 1                |
| スタッフ制                    | 4            | 4                      | 4            | 4                |
| 通信指令課                    | 15           | 16                     | 16           | 共同消防指令センター<br>12 |
| 課長                       | 1            | 1                      | 1            | 1                |
| —                        | —            | 副参事又は主幹<br>(共同運用担当)    | 1            | 廃止<br>0          |
| 第1・2係                    | 14           | 14                     | 14           | 11               |
| 伊賀消防署                    | 126          | 127                    | 127          | 131              |
| 署長(次長級)                  | 0(1)         | 0(1)                   | 0(1)         | 0(1)             |
| 副署長<br>(管理課長・警防第1・2課長兼務) | 3            | 副署長<br>(管理課長・警防第1課長兼務) | 2            | 2                |
| 管理課                      | 4            | 4                      | 4            | 4                |
| 課長(副署長兼務)                | 0(1)         | 0(1)                   | 0(1)         | 0(1)             |
| 消防救助管理係                  | 2            | 2                      | 2            | 2                |
| 救急管理係                    | 2            | 2                      | 2            | 2                |
| 警防第1・2課                  | 119          | 警防第1課<br>42            | 42           | 46               |
| 課長(副署長兼務)                | 0(2)         | 0(1)                   | 0(1)         | 0(1)             |
| —                        | —            | —                      | —            | 副参事(各係統括)<br>4   |
| 指揮調査係                    | 10           | 10                     | 10           | 10               |
| 消防救助係                    | 20           | 20                     | 20           | 20               |
| 救急係                      | 12           | 12                     | 12           | 12               |
| —                        | —            | 警防第2課<br>34            | 34           | 34               |
| —                        | —            | 課長<br>1                | 1            | 1                |
| 東分署                      | 11           | 11                     | 11           | 11               |
| 阿山分署                     | 11           | 11                     | 11           | 11               |
| 大山田分署                    | 11           | 11                     | 11           | 11               |
| —                        | —            | 警防第3課<br>45            | 45           | 45               |
| —                        | —            | 課長<br>1                | 1            | 1                |
| 丸山分署                     | 11           | 11                     | 11           | 11               |
| 南分署                      | 11           | 11                     | 11           | 11               |
| 島ヶ原分署                    | 11           | 11                     | 11           | 11               |
| 西分署                      | 11           | 11                     | 11           | 11               |
| 合計                       | 171          | 172                    | 174          | 175              |

※再任用は含まない(2023(R5)以降の定年延長は含む)。

※各所属の配置人員は増減する場合がある。

2021/4/1 現在

| 種 別   |   |              | 購入年月日<br>(登録) | 経過<br>年数    | 第 1 期 (当初) |           | 第 1 期 (3 年延長) |           |                    |
|-------|---|--------------|---------------|-------------|------------|-----------|---------------|-----------|--------------------|
|       |   |              |               |             | 2020 (R2)  | 2021 (R3) | 2022 (R4)     | 2023 (R5) | 2024 (R6)          |
| 本 部   | 他 | 本部乗用車        |               | H10. 3. 17  | 23         |           |               |           |                    |
|       | 他 | 消防総務課軽連絡車    |               | H25. 6. 28  | 7          |           |               |           |                    |
|       | 他 | 予防課連絡車       | 寄贈            | H25. 3. 29  | 8          |           |               |           |                    |
|       | 他 | 〃 査察車 (旧東)   |               | H27. 3. 27  | 6          | 東から配置転換   |               |           |                    |
|       | 他 | 〃 広報車        |               | H21. 8. 6   | 11         |           |               |           |                    |
| 伊 賀 署 | 特 | 梯子車          |               | H22. 3. 8   | 11         | 市単 (点検)   | 市単 (点検)       | 防対債 (連協)  | 市単 (点検)            |
|       | 特 | 水槽車          |               | H10. 3. 4   | 23         |           |               |           | 化学水槽車に統合           |
|       | 消 | タンク車         |               | H21. 12. 8  | 11         | 廃車        |               |           |                    |
|       | 消 | タンク車 (旧東)    | 緊急援助隊登録       | H17. 3. 16  | 16         | 東から配置転換   | 緊援補助 ST       | ⇒島ヶ原へ     |                    |
|       | 特 | 化学車          |               | H14. 2. 18  | 19         |           |               | 防対債 (連協)  | ⇒化学水槽車             |
|       | 消 | 親子車          |               | H13. 2. 7   | 20         |           |               | ⇒予備車へ     |                    |
|       | 特 | 救助工作車        |               | H27. 3. 31  | 6          |           |               |           |                    |
|       | 救 | 救急車          | 緊急援助隊登録       | H30. 2. 9   | 3          |           |               | 緊援補助      |                    |
|       | 救 | 救急車 (非常用)    |               |             |            | —         | —             | —         | 防対債 (連協)           |
|       | 他 | 広報車          |               | H14. 7. 10  | 18         |           |               |           |                    |
|       | 他 | 管理課広報車 (旧消防) |               | H18. 3. 8   | 15         | 消防から配置転換  | ⇒島ヶ原へ         |           |                    |
|       | 特 | 指揮車          | 緊急援助隊登録       | H10. 2. 27  | 23         | 緊援補助⇒県補助  | 繰越            |           |                    |
|       | 特 | 材料車          | 緊急援助隊登録       | H24. 11. 15 | 8          |           |               |           |                    |
|       | 他 | 軽材料車         |               | H24. 2. 28  | 9          |           |               |           |                    |
|       | 特 | 人員輸送車        | 緊急援助隊登録       | H26. 2. 21  | 7          |           |               |           |                    |
| 東     | 消 | 小型車          |               | H22. 7. 27  | 10         |           |               |           |                    |
|       | 救 | 救急車          | 緊急援助隊登録       | H31. 2. 13  | 2          |           |               |           |                    |
|       | 他 | 軽材料車         |               | H15. 11. 27 | 17         |           |               |           |                    |
| 阿 山   | 消 | 小型車          |               | H25. 2. 13  | 8          |           |               |           |                    |
|       | 救 | 救急車          |               | H31. 9. 13  | 1          |           |               |           |                    |
|       | 他 | 軽材料車         |               | H15. 9. 12  | 17         |           |               |           |                    |
| 大 山 田 | 消 | 小型車          | 緊急援助隊登録       | H28. 2. 16  | 5          |           |               |           |                    |
|       | 救 | 救急車          |               | H21. 12. 7  | 11         |           | 防対債           |           |                    |
|       | 他 | 軽材料車         |               | H14. 12. 18 | 18         |           |               |           |                    |
| 丸 山   | 消 | 小型車          |               | H26. 3. 12  | 7          |           |               |           |                    |
|       | 救 | 救急車          |               | H24. 12. 18 | 8          |           |               |           | 防対債                |
|       | 他 | 広報車 (旧南)     |               | H17. 2. 22  | 16         | 南から配置転換   |               |           |                    |
|       | 他 | 軽広報車         |               | H10. 7. 17  | 22         | 廃車        |               |           |                    |
|       | 消 | 小型予備車        |               | H8. 2. 9    | 25         |           | 廃車            |           |                    |
| 南     | 消 | タンク車         | 緊急援助隊登録       | H26. 3. 18  | 7          |           | ⇒本署へ          |           |                    |
|       | 消 | 小型車          | 緊急援助隊登録       | H17. 2. 24  | 16         | 緊防債 ST    | 繰越            |           |                    |
|       | 救 | 救急車          | 緊急援助隊登録       | H27. 1. 15  | 6          |           |               |           |                    |
|       | 他 | 軽材料車         |               | H13. 12. 19 | 19         |           |               |           |                    |
| 島 ヶ 原 | 消 | 小型車          |               | H15. 10. 20 | 17         |           | ⇒本署へ          |           | 施設整備事業 (一般財源化分) ST |
|       | 救 | 救急車          | 緊急援助隊登録       | H16. 2. 17  | 17         | 緊援補助      |               |           |                    |
|       | 他 | 軽広報車         |               | H11. 7. 30  | 21         | 市単        | ⇒管理課へ         |           |                    |
| 西     | 消 | 小型車          |               | H18. 3. 8   | 15         |           |               |           |                    |
|       | 救 | 救急車          |               | H22. 6. 16  | 10         |           | 防対債           |           |                    |
|       | 他 | 軽材料車         |               | H18. 3. 10  | 15         |           |               |           |                    |
|       | 救 | 救急予備車        |               | H21. 2. 19  | 12         |           |               |           | ⇒廃車                |
|       |   |              |               |             | 台数         | 43        | 42            | 41        | 41                 |

合計

|                            |          |          |         |          |          |          |         |          |
|----------------------------|----------|----------|---------|----------|----------|----------|---------|----------|
| 見直し後<br>更新費用               | 事業費      | (千円)     | 71, 013 | 69, 950  | 178, 700 | 110, 600 | 99, 950 | 530, 213 |
|                            | 特財       | (千円)     | 67, 764 | 58, 560  | 156, 300 | 100, 500 | 62, 500 | 445, 624 |
|                            | 一財       | (千円)     | 3, 249  | 11, 390  | 22, 400  | 10, 100  | 37, 450 | 84, 589  |
|                            | 実負担額 (※) | (千円)     | 34, 345 | 52, 740  | 105, 050 | 59, 600  | 70, 600 | 322, 335 |
| ※一財＋起債償還額＜交付税措置分 (利子含まず) ＞ |          |          |         |          |          |          |         |          |
| 見直し前<br>更新費用               | 事業費      | (千円)     | 73, 299 | 108, 950 | 70, 000  | 150, 600 | 69, 950 | 472, 799 |
|                            | 特財       | (千円)     | 69, 764 | 94, 960  | 22, 500  | 140, 500 | 58, 900 | 386, 624 |
|                            | 一財       | (千円)     | 3, 535  | 13, 990  | 47, 500  | 10, 100  | 11, 050 | 86, 175  |
|                            | 実負担額 (※) | (千円)     | 36, 631 | 82, 640  | 63, 250  | 107, 600 | 54, 100 | 344, 221 |
| 削減効果<br>(第 1 期)            |          | 事業費      | (千円)    |          |          |          |         | -57, 414 |
|                            |          | 特財       | (千円)    |          |          |          |         | -59, 000 |
|                            |          | 一財       | (千円)    |          |          |          |         | 1, 586   |
|                            |          | 実負担額 (※) | (千円)    |          |          |          |         | 21, 886  |

- ・財源名称を記載してある箇所 (太枠・二重太枠) が更新年度を表します。(二重太枠は連携・協力)
- ・救急車の更新を優先的に計画しました。(走行距離を勘案し、原則として本署は6年毎、分署は概ね10年毎。)
- ・年度間の更新費用の平準化のため、毎年度原則として2～3台ずつの更新としました。
- ・市単については一般事業債 (90%充当・交付税措置なし) 等を充当しますが、有利な財源があれば随時活用します。
- ・車検整備料等は含んでいません。

---

## 伊賀市消防本部組織再編計画

### 【第 1 期実行計画】

#### < 第 3 版 >

発行年月    2021（令和 3）年 11 月  
発    行    伊賀市消防本部  
編    集    伊賀市消防本部 消防総務課  
             〒518-0833 三重県伊賀市緑ヶ丘東町 920 番地  
             TEL 0595-24-9100    FAX 0595-24-9111  
             E-mail shoubou-soumu@city.iga.lg.jp  
             市ホームページ <https://www.city.iga.lg.jp/>

---